

令和4年3月 8日 開会

令和4年3月18日 閉会

令和4年第1回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

3月8日（火）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	3
職務のために出席した者	3
開会	4
会議録署名者決定	4
会期決定	4
議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）	5
議第2号について（提案説明・採決）	10
議第3号について（提案説明・採決）	11
議第4号について（提案説明・採決）	12
議第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）	13
議第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）	14
議第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）	15
議第8号について（提案説明・委員会付託）	16
議第9号について（提案説明・委員会付託）	19
議第10号から議第13号までについて（提案説明・委員会付託）	21
議第14号について（提案説明・委員会付託）	26
議第15号について（提案説明・委員会付託）	27
議第16号について（提案説明・委員会付託）	28
議第17号について（提案説明・委員会付託）	29
議第18号について（提案説明・委員会付託）	31
議第19号について（提案説明・委員会付託）	32
議第20号について（提案説明・委員会付託）	33
議第21号について（提案説明・委員会付託）	47
議第22号について（提案説明・委員会付託）	48

議第23号から議第29号までについて（提案説明・委員会付託）	49
議第30号及び議第31号について（提案説明・委員会付託）	69
議第32号について（提案説明・採決）	70
散会	72
会議録署名議員	73

3月18日（金）

議事日程	75
議長及び出席議員	76
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	76
職務のために出席した者	77
開議	78
会議録署名者決定	78
一般質問	78
8番 岩田讓治議員	78
9番 山中美恵子議員	82
4番 坂 悟議員	85
1番 石原英一議員	87
2番 渡邊裕光議員	92
3番 傍嶋邦博議員	94
委員会報告	101
議会改革特別委員会	101
民生文教常任委員会	102
総務産建常任委員会	103
議第8号について（質疑・討論・採決）	104
議第9号について（質疑・討論・採決）	104
議第10号について（質疑・討論・採決）	105
議第11号について（質疑・討論・採決）	105
議第12号について（質疑・討論・採決）	105
議第13号について（質疑・討論・採決）	106
議第14号について（質疑・討論・採決）	106

議第15号について（質疑・討論・採決）	106
議第16号について（質疑・討論・採決）	107
議第17号について（質疑・討論・採決）	107
議第18号について（質疑・討論・採決）	107
議第19号について（質疑・討論・採決）	108
議第20号について（質疑・討論・採決）	113
議第21号について（質疑・討論・採決）	118
議第22号について（質疑・討論・採決）	119
議第23号について（質疑・討論・採決）	119
議第24号について（質疑・討論・採決）	122
議第25号について（質疑・討論・採決）	123
議第26号について（質疑・討論・採決）	123
議第27号について（質疑・討論・採決）	123
議第28号について（質疑・討論・採決）	124
議第29号について（質疑・討論・採決）	124
議第30号について（質疑・討論・採決）	124
議第31号について（質疑・討論・採決）	125
議第33号について（提案説明・質疑・討論・採決）	126
閉会	130
会議録署名議員	131

令和4年3月8日（第1日）

議 事 日 程 (令和4年3月8日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第1号 専決処分の承認について
専第1号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第7号)
専第2号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第4 議第2号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件
- 日程第5 議第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件
- 日程第6 議第4号 教育長の任命につき同意を求める件
- 日程第7 議第5号 工事請負契約の変更について
- 日程第8 議第6号 工事請負契約の変更について
- 日程第9 議第7号 勤労青少年ホームテレワーク化改修業務委託契約の変更について
- 日程第10 議第8号 安八町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第11 議第9号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第10号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第11号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第12号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議第13号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議第14号 安八町出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議第15号 安八町祭壇使用条例を廃止する条例制定について
- 日程第18 議第16号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議第17号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第20 議第18号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議第19号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第22 議第20号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第23 議第21号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議第22号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議第23号 令和4年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第26 議第24号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議第25号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議第26号 令和4年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第29 議第27号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第30 議第28号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議第29号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第32 議第30号 町道路線の廃止について
- 日程第33 議第31号 町道路線の認定について
- （追加議事日程）
- 日程第1 議第32号

決議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員（10名）

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 恵 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀正	副町長	岡田武史
教育長	渡邊均	調整監	水谷秀平
民生調整監	吉村等	建設調整監	岡田立
総務課長	山田靖	企画調整課長	大平共美
福祉課長	坂和由	建設課長	河合一
学校教育課長	堀隆志	生涯学習課長	今村厚士
住民環境課長	神野千津	産業振興課長	堀康信
会計管理者兼 税務課長	梅村明広		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田中弓	書記	宇佐見かおる
書記	山形さおり		

(開会時間 午前9時59分)

議 長 皆さん、おはようございます。

それでは、始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回安八町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、議事録署名者決定について、私から指名させていただきます。

本日の会議録署名者は、7番 碓井昭夫君、8番 岩田讓治君に指名いたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの11日間にすることに決定いたしました。

議 長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めて、皆さんおはようございます。

本日、令和4年第1回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は全国的に雪が多く、例年と比べ寒さ厳しい日々が続いていましたが、3月になり、ようやく春らしい穏やかな日差しを感じるようになってきました。この厳しい寒さの影響か、安八町の百梅園の梅の開花も例年より遅く全体的にはまだまだつぼみも多い状態ですが、こここのところの暖かさで様々な種類の梅の木が美しい花を咲かせ始めました。

本来ならば梅まつりが開催され、多くの人々でにぎわっている時期ではありますが、いまだコロナ禍にあり、残念ながら2年連続となりますが、梅まつりの開催を見送らせていただきました。

今年に入り、オミクロン株による感染が急速に拡大しました。感染者は減少の傾向にあるものの、今月6日に期限を迎えたまん延防止等重点措置、31都道府県のうち岐阜県を含む18の都道府県については期間が延長されるなど、依然として厳しい状況が続いています。

当町としましても、1月21日から町独自の第6波非常事態宣言を発令して感染拡大防止に努めてまいりました。3回目ワクチン接種につきましても、現在は一般の方を対象を広げ、接種を行っております。

いずれにしましても、コロナ禍にあり、何かと先行きも不透明なところもありますが、熱意を持ちまちづくりに取り組んでまいりますので、どうか議員各位、住民の皆様には一層の御理解、御協力を賜りますよう心よりお願いをいたします。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件は、新年度予算の関係を中心に専決処分の承認、条例関係、一般会計・特別会計補正予算など合わせて31議案になります。それぞれの案件の提案説明につきましては、副町長、担当課長より御説明申し上げますので、十分に御審議いただき、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方にお願ひいたします。説明は簡単明瞭にお願ひいたします。

議長 日程第3、議第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

専決処分の承認は2件ありますので、2件を1議案として説明させていただきます、その後質疑を行います。

提案説明を求めます。

専第1号、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 それでは、議案書の1ページをお願いします。

議第1号について、朗読並びに御説明申し上げます。

議第1号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いします。

専第1号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億1,289万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月20日専決、安八郡安八町長。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係る国の経済対策として子育て世帯に対する18歳以下の対象児童1人当たり10万円の一括給付に係る経費で、速やかな支給を進めるため必要な経費を補正させていただいたものでございます。

それでは1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも補正前の額65億9,189万6,000円に1億2,100万円を増額し、合計を67億1,289万6,000円とするものでございます。

続きまして、1枚はねて6ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入。単位は1,000円でございます。

国庫支出金につきましては特定財源ですので、歳出で説明させていただきます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

3. 歳出。単位は1,000円でございます。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童措置費、補正額、増額の1億2,100万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金1億2,100万円は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金1億2,000万円及び同事務費補助金100万円を合わせたものでございます。一般財源はございません。子育て世帯への給付事業に係る経費として、節区分の職員手当等20万円は、職員の時間外勤務手当でございます。需用費11万4,000円のうち、消耗品費4万4,000円は

ファイル等の購入費、印刷製本費 7 万円は封筒の印刷代です。役務費 68 万 6,000 円のうち、通信運搬費 40 万 4,000 円は郵送代、手数料 28 万 2,000 円は振込手数料でございます。負担金、補助及び交付金の 1 億 2,000 万円は、18 歳以下の対象児童 2,400 人へ現金を交付するものでございます。

以上、議第 1 号 専決処分の承認について、専第 1 号、令和 3 年度一般会計補正予算（第 7 号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 引き続きまして、専第 2 号、総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、議案書の 9 ページをお願いいたします。

専第 2 号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

専第 2 号 令和 3 年度安八郡安八町一般会計補正予算（第 8 号）。

令和 3 年度安八郡安八町一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 9,057 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 69 億 346 万 7,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 月 28 日専決、安八郡安八町長。

1 枚はねていただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正。単位は 1,000 円でございます。

11 ページが歳入、12 ページが歳出でございます。

いずれも補正前の額 67 億 1,289 万 6,000 円から 1 億 9,057 万 1,000 円を増額し、69 億 346 万 7,000 円とするものでございます。

続きまして、13 ページをお願いいたします。

事項別明細の 2. 歳入でございます。単位は 1,000 円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

13 ページの最下段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額 1,297 万 1,000 円につきましては、今回の補正によります財源調整のため基金から繰入れを行うものでございます。

1 枚はねていただきまして、14 ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、会計管理費、補正額、増額の400万円です。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金350万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、これ以降コロナ交付金とありますが、総務費国庫補助金でございます。節区分、備品購入費400万円は会計管理事務経費で、公共施設での3密対策を推進するとともにキャッシュレス化を進め、QRコード決済等のキャッシュレス対応したPOSレジ等を導入するための経費を補正するものであります。

次に、目、財産管理費、補正額、増額の600万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金500万円は、コロナ交付金であります。節区分、需用費の消耗品費600万円は本庁舎管理経費で、公共施設内や避難所の感染防止対策として消毒液、飛沫対策パーティション、衛生機器などを整備するための経費を補正するものであります。

次に、1つ飛んで目のふるさと基金費、補正額、増額の2,200万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で寄附金2,200万円は、ふるさと寄附金であります。これは、ふるさと納税サイトの増や返礼品の追加により安八町へのふるさと寄附金の増額が見込まれるため、ふるさと基金に積立てを行うものであります。

続きまして、15ページをお願いいたします。

15ページの中段、款項とも商工費、目、商工総務費、補正額、減額の350万円です。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、減額の350万円は、コロナ交付金であります。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の350万円は、商工総務事務経費であります。これは、11月補正の第4号補正で御承認をいただきました安八町事業継続応援支援金事業並びに安八町感染防止対策用品購入補助金の実績が固まってまいりましたので、事業費を減額するものであります。

なお、この減額分の財源を先ほどの14ページの上段、会計管理事務経費に財源を充当いたします。

次に、款項とも消防費、目、災害対策費、補正額、増額の500万円です。財源内訳といたしまして、特定財源で国・県支出金の国庫支出金500万円は、コロナ交付金であります。節区分、需用費の消耗品費500万円は防

災事務経費で、安八町における新型コロナウイルス感染症の陽性者の方で、自宅療養者及び濃厚接触者で自宅療養を余儀なくされている世帯の方に対し、療養生活に専念できるための食料並びに日用品などの生活必需品を提供するための経費を補正するものであります。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、14ページへ戻っていただき、中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、増額の1,147万1,000円。事業名、企画振興経費、節区分、役務費196万2,000円。内訳といたしまして、通信運搬費132万4,000円、手数料63万8,000円、委託料、業務委託749万円、使用料及び賃借料201万9,000円。これらは、ふるさと寄附金に対する返礼品及び送料、手数料、事務処理委託等を計上しているものでございます。

当初予算を上回りましたので、12月議会におきまして一般会計補正予算(第6号)にてお認めをいただいておりますが、さらに想定を上回る寄附があり2月末までに支払う予算が不足するため、これに係る経費について専決処分をさせていただきました。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書は同じく14ページの下段をお願いします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、増額の1億4,560万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金1億4,560万円は、非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金1億4,000万円及び同事務費補助金560万円を合わせたものでございます。一般財源はございません。これは、新型コロナウイルス感染症に係る国の経済対策として、非課税世帯や家計急変世帯等に対して1世帯当たり10万円の支給に係る経費で、速やかな支給を進めるため必要な経費を補正させていただいたものでございます。節区分の職員手当等33万6,000円は、職員の時間外勤務手当30万円及び管理職員特別勤務手当3万6,000円でございます。需用費46万4,000円のうち、消耗品費16万5,000円は事務用品、印刷製本費29万9,000円は申請書や封筒の印刷代でございます。

次に、15ページの上段、役務費の55万1,000円のうち、通信運搬費35万3,000円は郵送代、手数料の19万8,000円は振込手数料でございます。委託料の424万9,000円は、システム改修等に係る業務委託でございます。負担金、

補助及び交付金 1 億4,000万円は、非課税世帯や家計急変世帯1,400世帯に対して1世帯当たり10万円を交付するものでございます。

以上、議第1号 専決処分の承認について、専第2号、令和3年度一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 本件につきまして質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第1号は原案どおり承認しました。

議 長 日程第4、議第2号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第2号につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。

議第2号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件。

固定資産評価審査委員を次のとおり選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町西結720番地の1。氏名、藤井孝男。生年月日、昭和28年2月8日生まれ。

提案説明をさせていただきます。

ただいま提案させていただきました藤井孝男氏が、令和4年3月末日をもって任期満了となります。引き続き藤井氏を選任し、御同意をお願いするものであります。

藤井孝男氏は、長年岐阜県職員として勤務され、税務関係など行政経験豊

かな方でございます。人格・識見ともに極めて高く、適任であると考えます。

藤井氏の選任について特段の御理解を賜りまして、御同意のほどよろしく
お願い申し上げます。

議 長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は原案どおり同意することに
決定いたしました。

議 長 日程第5、議第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件
を議題とします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第3号につきまして、議案を朗読並びに説明をさせていただきます。

議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

議第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件。

人権擁護委員の候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法（昭
和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの
とする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、まずお一人目、住所、安八郡安八町東結1551番地の4。
氏名、奥田清次。生年月日、昭和32年1月3日生まれ。

お二人目、住所、安八郡安八町東結1216番地。氏名、棚橋良子。生年月日、
昭和31年9月28日生まれ。

3人目の方でございます。住所、安八郡安八町南條474番地。氏名、西松
典子。生年月日、昭和32年6月22日生まれ。

最後の方でございます。住所、安八郡安八町牧863番地の2。氏名、金森
弘美。生年月日、昭和33年3月19日生まれ。

それでは、提案説明をさせていただきます。

人権擁護委員 田宮孝司氏が令和4年6月30日をもって任期満了となるた

め、後任に奥田清次氏を推薦したくお願いするものであります。

奥田氏は、長年地方公務員として勤務され、現在は区の役員を務められておられる方でございます。

次に、人権擁護委員 渡部美智子氏が令和4年6月30日をもって任期満了となるため、後任に棚橋良子氏を推薦したくお願いするものであります。

棚橋氏は、長年地方公務員として勤務され、現在は放課後児童クラブ支援員として務めておられます。

次に、人権擁護委員 西松久夫氏が令和4年6月30日をもって任期満了となるため、後任に西松典子氏を推薦したくお願いするものであります。

西松氏は、長年小学校教諭として勤務されておられました。

最後に、人権擁護委員 赤木保男氏が、同じく令和4年6月30日をもって任期満了となりますので、後任に金森弘美氏を推薦したく、お願いするものであります。

金森氏は、長年保育士として勤務されていまして。

いずれの方も人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、委員として適任であると考え推薦させていただきたいと思っておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

議長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は原案どおり適任とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議第4号 教育長の任命につき同意を求める件を議題とします。提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、議第4号につきまして、朗読並びに説明申し上げます。

議案書のページ21をお願いいたします。

議第4号 教育長の任命につき同意を求める件。

教育長を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を

求めるものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町中須310番地。氏名、青山桂子。
生年月日、昭和36年6月16日生まれ。

提案説明をさせていただきます。

渡邊均教育長より、令和4年3月31日をもって辞職したい旨の願いがあったことから、後任の教育長に青山桂子氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

青山氏は、昭和59年に教員として奉職されて以来、小・中学校で教壇に立たれ、途中、岐阜大学大学院での研修も受けられるなど教員として多くの実績を積み重ねてきました。平成31年からは、地元、結小学校長として3年間、町の教育行政に御尽力いただいております。

青山氏は、幅広い見識と強いリーダーシップにより教育現場を支えてきた方であり、また、当町の教育に対しての情熱も深く、人格・識見ともに教育長として適任であると判断し、任命について同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては前任者の残任期間となりますので、令和4年4月1日から同年12月21日までとなります。

以上、御同意のほどよろしくお願いをいたします。

議 長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は原案どおり同意することに決定いたしました。

議 長 日程第7、議第5号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の23ページをお願いいたします。

議第5号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第5号 工事請負契約の変更について。

令和2年7月8日に議決された議第33号 工事請負契約の締結（防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事）について、次のとおり変更するものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、契約金額「2億900万円」を「2億1,122万6,400円」に変更する。

変更理由といたしましては、まず、防災行政無線とのシステム連携としてエリアメール、町ホームページへの配信が可能となるように「すぐメールPlus+」を利用した連携業務を追加したことや、自家発電機から庁舎内への配線ルートについて、岐阜県防災情報通信システムと同ライン上に配線し、ハンドホールを使用するという設計をしておりましたが、岐阜県防災情報通信システムとの配管のルートやハンドホールを使用するための申請に時間を要することや、また県の機器更新やメンテナンスのたびに防災行政無線との調整が必要となってまいりまして維持管理が煩雑になることが判明しましたので、単独ルートでの配線ルートにて施工をしたことにより工事費が増となったため変更するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は原案どおり可決しました。

議長 日程第8、議第6号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の25ページをお願いいたします。

議第6号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第6号 工事請負契約の変更について。

令和3年5月14日に議決された議第17号 工事請負契約の締結（県道間アクセス道路（北方多度線部）整備工事【第2工区】【繰越】）について、次のとおり変更するものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、契約金額「1億527万円」を「1億1,087万6,700円」に変更する。

本件は、県道間アクセス道路と県道北方多度線、いわゆる長良川右岸堤防道路との接続に係る堤防に沿い北側に向かう盛土を中心とした工事でございます。

昨年5月の臨時会で株式会社堀組との契約に御承認をいただき、工事を進め、今月中に工期を迎えます。工事を進めていく中で、盛土工、堤脚保護工、側溝工など材料や施工延長の増減により560万6,700円の追加が必要となりました。

つきましては、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、議第7号 勤労青少年ホームテレワーク化改修業務委託契約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の27ページをお願いいたします。

議第7号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第7号 勤労青少年ホームテレワーク化改修業務委託契約の変更について。

令和3年8月12日に議決された議第23号 勤労青少年ホームテレワーク化改修業務委託契約の締結について、次のとおり変更するものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、契約金額「1億2,991万円」を「1億4,861万7,700円」に変更する。

変更理由といたしましては、当初の設計において既設の合併浄化槽を使用することとしておりましたが、点検の結果、その機能の一部に不具合が見つかりましたので、今回下水道への切替えを行うための接続工事費や、体育館の床、フローリングが相当程度傷んでおりましたのでそれに係る修繕費、また1階北側のデッキ工事の追加、また館内施設のバリアフリー対応等、また貸しオフィスの機能向上などの追加により業務量が増となったため、変更するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は原案どおり可決しました。

議長 日程第10、議第8号 安八町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の29ページをお願いいたします。

議第8号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第8号 安八町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

安八町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直しを行うことは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のみならず、行政手続のデジタル化や業務プロセスの見直し・効率化を図り、行政サービスの効率的、効果的な提供にも資するものであります。よって、町の関係条例を整備するため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、31ページをお願いいたします。

安八町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例。

以下は、31ページから32ページまで、第1条から第6条まで関係条例の改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料をお願いいたします。

議案資料1ページをお願いいたします。

1ページの第1条関係は、安八町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表、左列が改正前、右列が改正後でございます。

まず、第4条第4項中、「押印」を「署名又は記名」に改めるものであります。

次に、第7条第3項、第8条第5項及び第8項、第9条第2項、1枚はねていただきまして2ページの第12条第2項中の「署名押印」を「署名」に改めるものであります。

続きまして、3ページの第2条関係は、安八町職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表でございます。

まず、第2条第1項の改正は、上位政令であります国の職員のサービスの宣誓に関する政令（昭和41年政令第14号）の一部改正に伴い、職員のサービスの宣誓の際に対面での署名を不要とするため、面前及び署名に係る規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみ規定することになりました。

次に、別記様式の宣誓書の中の押印を廃止し、自署の署名に改めるものがあります。

1枚はねていただきまして、4ページの第3条関係は、安八町職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表でございます。上段が改正前、下段が改正後でございます。

別記第1号様式の特殊勤務実績簿の表中の直接監督責任者及び氏名の「印」を削除いたします。

続きまして、5ページの第4条関係は、安八町牧地区農業構造改善センター設置及び管理に関する条例新旧対照表でございます。

第1号様式、使用許可申請書中の申請者の「印」を削除し、表の使用責任者の項中の電話番号の表記を改めるものであります。

1枚はねていただきまして、6ページの第5条関係は、安八町入方農業技術センター設置及び管理に関する条例新旧対照表でございます。

第1号様式の利用許可申請書中の「昭和」及び申請者の「印」を削除いたします。

続きまして、7ページの第6条関係は、安八町ふれあいセンター設置及び管理に関する条例新旧対照表でございます。

別表中の区分の中の研修室及び小会議室の使用料の項を削除いたします。

これは、今回ふれあいセンターの改修工事に伴い廃止されるものであります。

1枚はねていただきまして、8ページ並びに9ページの第6条関係は、ふれあいセンターの使用に係る各様式について上段の第1号様式中の申請者の「印」を削除し、表の使用責任者の項中の電話番号の表記を改めるものであります。

また、上段の第1号様式、また第2号様式中の表中の使用室名の項中、研修室並びに小会議室を削除し、多目的ホール、調理実習室、食品加工室に改めるものであります。

議案書の本文、32ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第8号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第11、議第9号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の33ページをお願いいたします。

議第9号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第9号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、国家公務員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に係る人事院規則等の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等について所要の措置を講ずるために、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、35ページをお願いいたします。

安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

安八町職員の育児休業等に関する条例（平成4年安八町条例第8号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の10ページをお願いいたします。

安八町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表でございます。左列が改正前、右列が改正後でございます。

まず、非常勤職員の育児休業の取得要件について、上位法であります人事

院規則等の改正に伴い第2条第1項第3号のアの(ア)の任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止いたします。

次に、(イ)の「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」とするのは、略称名を含む具体的な表記に改めるものであります。

次に、(ア)を廃止したことにより(イ)及び(オ)がそれぞれ繰り上がるものになります。

続きまして、11ページをお願いいたします。

非常勤職員の部分休業の取得要件について、先ほどと同様、第18条第1項第2号のアとイの要件を廃止いたします。

次に、第18条第1項第2号中の「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町の規則で定める」とするのは、先ほどの第18条第1項第2号のアの要件を廃止したことにより、イの要件を第2号で定めることになります。

次に、今回新たに第22条及び第23条において育児休業の取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の規定が設けられます。

まず、第22条第1項においては、妊娠・出産等を申し出た職員に対して、個別の制度周知や意向確認を行わなければなりません。次の第2項においては、前項の規定により申し出た職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければなりません。

次に、第23条においては、勤務環境の整備に関する措置が定められます。

1枚はねていただきまして、12ページをお願いいたします。

第1号は、職員に対する育児休業に係る研修の実施や、また第2号において育児休業に関する相談体制の整備、また第3号においてその他事項に関する措置を定めるものであります。

次に、改正後の第24条の規定は、第22条、第23条の2条分が追加されたことにより、繰下げを行うものであります。

議案書の本文、35ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第9号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 引き続きまして、日程第12、議第10号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第13、議第11号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第14、議第12号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第15、議第13号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての4議案を一括として議題にします。

これらの4件の提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の37ページをお願いいたします。

今回、地方公務員等の給与改定等に係る給与関係条例の改正に当たり、令和3年の国家公務員の給与改定、いわゆる人事院勧告において月例給については改定を行わない据置きとされ、また、期末手当については支給月数を0.15か月分引き下げることとされました。国においては、勧告どおり期末手当の期末月数を引き下げられます。

なお、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整が図られたところであります。

そこで、地方公務員等の給与改定においては、各地方公共団体において地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、国家公務員の取扱いを基本として条例改正に当たるよう要請が来ておりまして、それに準じた給与関係の条例改正案を本議会定例会に上程させていただいたところであります。

それでは、議第10号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第10号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑み、期末手当の支給率等の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和44年安八町条例第3号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の13ページをお願いいたします。

最上段の安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例新旧対照表、左列が改正前、右列が改正後でございます。

議会議員の期末手当の支給月数を引き下げるため、所要の改正を行うものであります。

今回引き下げられた100分の15、0.15か月分を令和4年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分するものであります。これにより、年間の期末手当の支給月数は4.3か月となります。

議案書の本文、39ページをお願いいたします。

附則となります。

第1項の施行期日といたしましては、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定するものであります。

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第5条の規定に関わらず、同条の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

続きまして、1枚はねていただきまして、議案書の41ページをお願いいた

します。

議第11号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第11号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしましては、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑み、期末手当の支給率等の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和44年安八町条例第1号)の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の13ページをお願いいたします。

中段の安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を引き下げるため所要の改正を行うもので、改正内容については、先ほどの議会議員の期末手当と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

議案書の本文、43ページをお願いいたします。

附則となります。

第1項の施行期日といたしましては、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定するものであります。

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例第5条の規定に関わらず、同条の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

続きまして、1枚はねていただきまして45ページをお願いいたします。

議第12号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第12号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づいて、安八町職員の期末手当の支給率等の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の給与に関する条例（昭和32年安八町条例第9号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

下段の安八町職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

まず、第18条の3第2項において、令和4年度以降は一般職の6月期及び12月期の支給分について0.075か月分となる100分の7.5を引き下げ、一般職は100分の120、特定管理職にあっては100分の100とするものであります。これにより年間の期末手当の支給月数は2.4か月となります。

次に、第3項の再任用職員に対する前項の規定の適用について、引用する支給月数の読替規定を改正するものであります。

議案書の本文、47ページをお願いいたします。

附則となります。

第1項の施行期日といたしましては、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定するものであります。

第1号においては、再任用職員以外の職員についての調整額を規定しております。

1枚はねていただきまして、48ページをお願いいたします。

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の安八町職員の給与に関する条例等の規定に関わらず、改正後の規定により算定される期末手当の額

から令和3年12月に支給された期末手当の額にアの一般職員の場合は127.5分の15を、イの特定管理職員の場合は107.5分の15をそれぞれ乗じて得た額を減じた額とするものであります。

次に、第2号において再任用職員についての調整額を規定しており、前号の規定と同様にアの一般職員の場合は72.5分の10、イの特定管理職員の場合は62.5分の10をそれぞれ乗じて得た額を減じた額とするものであります。

続きまして、49ページをお願いいたします。

議第13号につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

議第13号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づいて、安八町職員の期末手当の支給率等の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年安八町条例第21号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の14ページをお願いいたします。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表でございます。

改正内容は、準用する給与条例中の引用先条文第18条の3第2項の規定が100分の127.5から100分の120に改正されましたので、第15条第1項及び第24条第1項の規定をそれぞれ改定するものであります。

議案書の本文、51ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第10号から議第13号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第10号から議第13号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は、15分ぐらい休憩で20分から再開ということとさせていただきます。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時20分 再開)

議長 再開いたします。

議長 日程第16、議第14号 安八町出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の53ページをお願いいたします。

議第14号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第14号 安八町出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、次代を担う全ての児童の出産を祝福し、子育て施策の一層の充実を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、55ページをお願いいたします。

安八町出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例。

安八町出産祝金支給に関する条例（平成17年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文です。

議案資料の15ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、併せて

御覧いただきたいと思います。

本条例の目的は、出産を祝福し、次代の社会を担う児童の健全な育成、また資質の向上及び町の発展を図るものでございます。近年、少子化が進行する中、特定の子供だけでなく全ての出生児童に対して祝い金を支給することとするため、第3条で規定いたします祝い金の額について、「第3子20万円を、第4子以後1人当たり50万円」を「1人当たり5万円」に改めるものでございます。

議案書の55ページ下段、附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第14号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第17、議第15号 安八町祭壇使用条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津君。

住民環境課長 それでは、議案書の57ページをお願いします。

議第15号を朗読並びに御説明申し上げます。

議第15号 安八町祭壇使用条例を廃止する条例制定について。

安八町祭壇使用条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、社会情勢等の変化により、祭壇の貸出しを受ける者が減少したことに鑑み、本条例を制定するものでございます。

1枚はねていただきまして、59ページをお願いします。

安八町祭壇使用条例を廃止する条例。

安八町祭壇使用条例（昭和44年安八町条例第11号）は、廃止する。

附則でございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第15号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は会期内の民生文教常任委員会で審査することに決定しました。

議長 日程第18、議第16号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津君。

住民環境課長 それでは、議案書の61ページをお願いします。

議第16号を朗読並びに御説明申し上げます。

議第16号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただき、63ページをお願いします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

今回の改正は2つあり、1つ目は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険の保険料について未就学児に係る均等割額5割を公費で軽減することの追加。2つ目は、保険料のうち医療分について、基礎賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援分について、後期高齢者支援金等賦課限度額を19万円から20万円に増額する改定でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明いたします。

議案資料16ページをお願いします。

安八町国民健康保険条例新旧対照表でございます。左半分は改正前、右半分は改正後でございます。

第9条の3及び17ページの第13条の6の2では、一般被保険者に係る基礎賦課総額と後期高齢者支援金等賦課総額について、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課の算定に当たって低所得者軽減分のみならず未就学児童被保険者均等割額の減額分を組むため、第17条の3を追加いたします。

16ページ、第9条の3第1号ウ及びエは、上位法の国民健康保険法第81条の2の項ずれが生じたものによるものです。

また、第2号エ及び17ページ、第13条の6の2第2号イは、未就学児の軽減に係る規定の追加でございます。

16ページ、第13条の6、17ページ、第13条の6の12及び17条は、限度額について63万円を65万円に、19万円を20万円に改めます。

1枚はねていただきまして、18ページをお願いします。

第17条の3は、未就学児の被保険者均等割額の減額についての規定を追加するものでございます。

議案書の64ページに戻っていただきまして、附則でございます。

第1条、施行期日。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2条、経過措置として、この条例による改正後の第13条の6、第13の6の12、第17条及び第17条の3の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第16号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第19、議第17号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の65ページをお願いいたします。

議第17号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第17号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条の規定により、消防団員の処遇の改善を図るため、適切な報酬の支給がなされるよう必要な措置を講ずるために、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、67ページをお願いいたします。

安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年安八町条例第12号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の20ページをお願いいたします。

安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表、左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回の改正内容は消防団員の処遇の改善を行うもので、年額報酬の見直しや出動報酬の創設などを規定する所要の改正を行うものであります。

まず、第9条の前に「（服務規律）」という見出しを設け、条文中の「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害）」に改め、災害というものを広く捉えるようにいたします。

次に、第13条の改正は、第1項では消防団員の報酬というものを年額報酬及び出動報酬といたします。第2項においては、団員の年額報酬についての改正を行うものであります。改正後で申し上げますと、団長、年額8万

2,500円、副団長、年額6万9,000円、分団長、年額5万500円、副分団長、年額4万5,500円、部長並びに班長、年額3万7,000円、団員、年額3万6,500円に改めるものであります。

第3項においては、今回新たに創設されました出動報酬を規定するものであります。火災の場合1日につき8,000円、水害、震災及び警戒の場合1日につき8,000円、捜索の場合1日につき8,000円。

第4項は、2項を追加したことによる項の繰下げを行うものであります。

最後に、第14条第1項の改正は、費用弁償の対象となる従事内容について改正を行うものであります。

議案書の本文、67ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第17号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第20、議第18号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の69ページをお願いいたします。

議第18号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第18号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一

部を改正する法律（令和2年法律第40号）が令和2年6月5日に公布され、同法附則第65号で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、71ページをお願いいたします。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

安八町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の21ページをお願いいたします。

安八町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表、左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回の改正内容は、上位法であります消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、同法第55条第1項に規定する消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例であるただし書を廃止するものであります。

議案書の本文、71ページをお願いいたします。

附則となります。

第1項の施行期日といたしましては、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、第2項及び第3項は、経過措置を規定するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第18号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第21、議第19号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の73ページをお願いいたします。

議第19号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第19号 損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 損害賠償の相手方、安八カントリークラブ地権者130名。

2. 損害賠償額、金730万1,088円。

3. 事件の概要、安八カントリークラブの地権者の皆様に対して、平成26年6月1日から令和4年5月31日までの間に係るゴルフ場土地賃貸借契約に基づく賃借料が支払い遅延または未払いであったことにより生じた損害について、民法（明治29年法律第89号）第419条第1項及び同法附則（平成29年法律第44号）第15条第1項の規定により損害賠償の額を決定するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第19号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第22、議第20号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

順次、提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の75ページをお願いいたします。

議第20号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第20号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,701万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億6,047万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の変更）第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

77ページ、78ページは歳入、79ページ、80ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額、69億346万7,000円から3億5,701万円を増額し、72億6,047万7,000円とするものでございます。

続きまして、81ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。単位は1,000円でございます。

今回の補正予算等に伴い、繰越明許に係る事業が全部で16事業ございます。いずれの事業におきましても年度内完了が困難なため、次年度に繰越しをお願いするものであります。

まず款、総務費、項、総務管理費、事業名、本庁舎管理経費1,244万円は、庁舎耐震改修の設計業務を行うものであります。

次の段、事業名、行政デジタル化推進経費945万7,000円は、職員が使用する端末パソコンの再設定作業を行うものであります。

次の段、項、戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳事務経費311万9,000円は、マイナンバーカード所有者の転入・転出手続のワンストップ化に係るシステム改修を行うものであります。

次の段、款、民生費、項、社会福祉費、事業名、非課税世帯への臨時特別給付金給付事業1億4,560万円、次の段、項、児童福祉費、事業名、子育て

世帯への臨時特別給付金給付事業539万3,000円、この2つの給付事業におきましては、先ほどの一般会計補正予算（第7号）及び（第8号）で予算計上しておりますが、令和4年度も申請の受付が行われるため、繰越しをお願いするものであります。

次の段、事業名、こども園保育経費405万円は、こども園における新型コロナウイルス感染対策のため空気清浄機が必要でありますので、備品購入に係る経費を補正するものであります。

次の段、款、衛生費、項、保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業2,400万円は、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業を行うものであります。

次の段、款、農林水産業費、項、農業費、事業名、町単土地改良事業2,231万9,000円は、北今ヶ淵地内の農道整備に係る事業費であります。

次の段、款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路維持経費6,974万2,000円は、3つの事業を繰り越すものであります。1つ目は、町内3路線、西結、大明神、中須地内の舗装補修に係る工事費に5,000万円、2つ目が、町内一円の路面標示を行うための工事費に1,000万円、3つ目が、牧地内の橋梁補修費に974万2,000円であります。

次の段、事業名、道路新設改良事業1億3,970万9,000円は、町内2路線、森部、中須地内の道路測量設計業務委託に4,000万円、町内2路線、北今ヶ淵、中須地内の道路改良工事費に5,000万円、中須地内の1路線に係る公有財産購入費に1,000万円、その他3,970万円は、町内4路線の歩道設置及び通学路対策に係る道路新設改良工事費であります。

次の段、項、都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業1億4,000万円は、中地内における工専区域内の3路線に係る道路改良工事費に1億4,000万円であります。

次の段、款項とも消防費、事業名、防災事務経費3,150万円は、2つの事業を繰り越すものであります。1つ目が、名神高速道路の盛土のり面を利用した一時避難所の設置工事や南條地内の消防車庫南側の旧南條保育園の老朽化対策に係る避難所等設備整備工事に2,800万円、2つ目が、先ほどの一般会計補正予算（第8号）で予算計上しておりますが、自宅療養者等物資支援事業費に350万円でございます。

次の段、款、教育費、項、教育総務費、事業名、事務局事務経費54万6,000円につきましては、教育施設におけるAEDが耐用年数到来のため更新が必要でありますので、備品購入に係る経費でございます。

次の段、事業名、放課後児童クラブ開設事業1,826万円は、放課後児童クラブ名森教室の屋外トイレ新設工事が年度内完成が困難でありますので、繰越しをお願いするものであります。

次の段、項、小学校費、事業名、小学校備品購入経費225万円は、小学校における新型コロナウイルス感染対策のため空気清浄機が必要でありますので、備品購入に係る経費であります。

最後ですが、項、社会教育費、事業名、ハートピア安八管理経費2,970万円は、館内にありますエントランスホール、図書館、歴史民俗資料館の空調設備が故障しており、更新に係る工事費であります。

1枚はねていただきまして、82ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

今回、1段目の臨時財政対策債の限度額を5,570万円増額し3億570万円とし、これは令和3年度普通交付税の算定に基づく発行可能限度額内での増額をお願いするものであります。

次に、2段目の公共事業等債の限度額を6,100万円増額し1億1,500万円とし、これは国の補助事業採択により増額するものであります。

次に、3段目の地方道路整備事業債の限度額を6,720万円減額いたします。これは、大垣江南線整備事業に係る負担金対象工事の減により減額するものであります。

次に、4段目の緊急防災・減災事業債の限度額を2,720万円減額し1億5,480万円とし、これは防災行政無線（同報系）のデジタル化整備工事の入札差金等により減額するものであります。

今回、新たに補正後の5段目、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を2,500万円発行いたします。こちらも国の補助事業採択により増額をお願いするものであります。

以上のことから、地方債の合計を6億50万円とするものであります。

続きまして、83ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

83ページの最上段、款項目ともゴルフ場利用税交付金、補正額、減額の98万3,000円でございます。令和3年度分の実績見込みにより減額するものがあります。

次の段、款項目とも地方交付税、補正額、増額の1億2,533万2,000円でございます。令和3年度分の普通交付税の額の再算定により増額をお願いするものであります。

2枚はねていただきまして、87ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

歳出のうち、まず人件費関係の減額につきまして御説明させていただきます。

歳出のうち、87ページ以降の89ページから90ページの款、民生費のこども園事務経費、減額の530万円。また、94ページの款、教育費、事務局事務経費、減額の300万円。95ページの款、教育費、給食センター事務管理経費、減額の530万円の節区分1番の報酬、3番の職員手当等、4番の共済費、8番の旅費の人件費関係につきましては、会計年度任用職員の欠員等により減額するものでございます。御説明は省略させていただきます。よろしく願いいたします。

ページ戻っていただきまして、87ページをお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の4,476万8,000円でございます。総務課分といたしまして、総務管理事務経費5,272万円で、節区分、使用料及び賃借料4,541万8,000円は、安八町が安八カントリークラブの地権者の皆様に対して、主に平成30年6月1日から令和4年5月31日までの4年間に係るゴルフ場土地賃貸借契約に基づく賃借料を支払うためのものであります。

次に、1つ飛んで補償、補填及び賠償金730万2,000円は、賃借料の支払い遅延、また未払いであったことにより生じた損害について、民法の規定により決定された損害賠償の額を支払うためのものであります。

次に、地区行政執行経費1万9,000円は、節区分、負担金、補助及び交付

金の補助金、減額の795万2,000円のうち総務課分といたしましては、今回町内1地区からの地区集会所に対する地区集会所設置補助金37万9,000円と、新型コロナ感染拡大により区長会研修が中止になったことにより区長会研修補助金、減額の36万円との相殺によるものであります。

次に、目、財産管理費、補正額、減額の626万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、増額の447万9,000円は、コロナ交付金であります。公共施設維持管理経費において、公共施設の内部設備導入に係る入札差金35万円を減額し、その財源を含む482万9,000円を勤労青少年ホームテレワーク化改修業務委託へ財源を充当いたします。節区分、委託料の設計委託、減額の626万円は、本庁舎管理経費において庁舎耐震改修工事設計業務の入札差金を減額するものであります。

次に、目、情報管理費、補正額、減額の366万7,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、増額の251万9,000円は、コロナ交付金であります。今回、このコロナ交付金を活用しまして3つの事業の補正をお願いするものであります。

1つ目が、住民公開型GIS整備事業で、住民や事業者の方が町のホームページ上から地理情報を公開することにより、町内の航空写真、都市計画、用途地域、道路台帳、路線価などの情報が閲覧することができるようになり、利便性が向上いたします。今回、行政のデジタル化を推進するための導入経費を補正するものであります。2つ目が、テレワーク環境整備事業でございます。安八町庁舎及び出先機関の職員に対しタブレット端末を導入し、テレワーク環境の充実を図るための経費を補正するものであります。3つ目が、学校連絡システム導入事業で、小・中学校、こども園と各家庭への連絡をオンラインにて可能とするメール配信システムを導入する経費を補正するものであります。それから、節区分、使用料及び賃借料、減額の366万7,000円は、マイナンバー系業務システム機器の導入先送りによるリース料を減額するものであります。

1つ飛びまして、目、財政調整基金費、補正額、増額の1,416万6,000円でございます。今回の補正予算に伴います財源調整のため、財政調整基金に積立てを行うものであります。

次に、目、減債基金費、補正額、増額の8,684万8,000円でございます。令

和3年度分の普通交付税の再算定により交付額が増額となり、算定経費のうち臨時財政対策債償還基金費分8,684万8,000円が含まれており、その額を減債基金に積立てを行うものであります。

1枚はねていただきまして、88ページをお願いいたします。

88ページの中段、項、選挙費、目、衆議院議員選挙費、補正額、減額の72万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で県支出金、減額の72万円は、衆議院議員選挙費委託金でございます。節区分、1番の報酬から14番の工事請負費まで、昨年10月31日に行われました衆議院議員選挙に係る事務経費の不用額を減額するものであります。

2枚はねていただきまして、93ページをお願いいたします。

93ページの最下段、款項とも消防費、目、災害対策費、補正額、減額の1,712万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、増額の500万円は、社会資本整備総合交付金であります。これは、名神高速道路の盛土ののり面を利用した一時避難場所設置工事費1,000万円に係る補助率2分の1の追加内示が国から採択を受けましたので、今回補正をお願いするものであります。次に、地方債の減額の2,720万円は、緊急防災・減災事業債であります。節区分、工事請負費、減額の1,712万円は、防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事の入札差金等により不用額を減額するものであります。

議長 住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 それでは、87ページに戻っていただきます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額4,476万8,000円のうちコミュニティバス運行経費、減額の797万1,000円は、節区分、負担金、補助及び交付金の補助金で地域間幹線系統の民間路線バスに係る補助金の確定に伴う減額でございます。

1枚はねていただきまして、88ページをお願いします。

項目ともに戸籍住民基本台帳費、補正額311万9,000円。財源内訳として、特定財源、国庫支出金、社会保障税番号制度システム整備費補助金311万9,000円でございます。節区分、委託料の業務委託311万9,000円は、マイナンバーカードを利用して転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修費でございます。

続きまして、90ページをお願いします。

最下段になります。

款、衛生費、項、清掃費、目、塵芥処理費、補正額、減額の250万円。全て一般財源でございます。節区分、需用費の修繕費、減額の250万円は、町所有のじんかい車2車のうち1車の架装部分を修理する予定でございましたが、修繕を見送り、1車については運転手つきで委託するよう新年度予算に計上させていただきましたので、減額をお願いするものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、87ページへ戻っていただき、中段をお願いします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、減額の269万9,000円。財源内訳といたしまして、特定財源、国県支出金167万4,000円のうち国庫支出金69万9,000円は、コロナ交付金でございます。県支出金97万5,000円は、移住支援事業補助金でございます。節区分、需用費の消耗品費、減額の69万9,000円は、事業名、企画振興経費、内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応除菌用品作製に伴う入札差金により減額補正をお願いするものでございます。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の200万円は、事業名、地方創生事業、内容といたしましては、定住促進・住宅取得助成金及び森林就業移住支援金の申請がなかったため、200万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして91ページ、下段をお願いいたします。

款項とも商工費、目、商工総務費、補正額、減額の915万4,000円。財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金194万2,000円は、コロナ交付金でございます。事業名、商工総務事務経費、節区分、負担金、補助及び交付金の負担金で減額の75万円。岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の第3弾、第4弾の確定及び第5弾、第7弾の見込みに伴い減額補正をお願いするものでございます。続きまして節区分、負担金、補助及び交付金の補助金で、減額の840万4,000円。内容といたしましては、安八町事業継続応援支援金及び安八町感染防止対策用品購入補助金の額の確定に伴い840万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

議長 途中になりますけれども、ここで暫時休憩させていただきたいと思っております。

午後からは、午後1時30分から開始させていただきます。1時30分にお集ま

りいただきたいと思います。

それでは、暫時休憩ということでお願いします。

(午後0時06分 休憩)

(午後1時29分 再開)

議長 それでは、午前に引き続きまして午後の部を開始させていただきます。

議第20号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第9号)の議題につきまして、午前中の続きからお願いいたします。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 では、議案書の88ページの下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の58万4,000円。財源内訳のうち国庫支出金、減額の2万3,000円は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金25万1,000円と国民健康保険保険基盤安定負担金、減額の27万4,000円を合わせたものでございます。

また、89ページ上段の県支出金の減額50万8,000円は、国民健康保険保険基盤安定負担金でございます。

88ページの節区分に戻りまして、繰出金、減額の58万4,000円は、国民健康保険特別会計への繰出金でございますが、事業費の確定による不用額を減額するものでございます。

続きまして、89ページの日、老人福祉費、補正額、増額の1,350万1,000円。財源内訳に特定財源はございません。老人福祉事務経費として、節区分の負担金、補助及び交付金は、あすわ苑老人福祉施設事務組合への負担金で、利用料収入の減少等を補うため追加負担するものでございます。

続きまして、目、安八温泉費、補正額、減額の100万円。財源内訳の特定財源、その他の使用料、減額140万円は、温泉の入館料で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため施設を一時休館としたことにより減額するものでございます。節区分の需用費、減額の100万円は、同じく施設の一時休館により不用となった消耗品費を減額するものでございます。

続きまして、目、身体障がい者福祉費、補正額、増額の2,058万7,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金900万円は、障害者自立支援給付費負担金470万円、障害児入所給付費等負担金500万円、そして障害者医療費負担金、減額70万円を合わせたものでございます。県支出金の450万円は、障害者自

立支援給付費負担金でございます。心身障害者に係る福祉経費として、節区分の扶助費1,800万円は、障害児の通所系サービス、そして訓練等サービスの利用増により不足する額を補正するものでございます。次に、償還金、利子及び割引料の258万7,000円につきましては、令和2年度の精算確定による国への返還金でございます。

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額、減額の248万3,000円。財源内訳の特定財源はございません。節区分の繰出金は、児童発達支援特別会計において前年度繰越金を増額するため、その分一般会計から特別会計への繰出金を減額するものでございます。

続きまして、目、児童措置費、補正額、減額の1,300万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金、減額の964万7,000円は、児童手当交付金、そして県支出金の減額167万7,000円は、児童手当負担金でございます。児童手当に係る経費として、節区分の扶助費、減額の1,300万円は、対象人数の確定により不用額を減額するものでございます。

続きまして、目の保育所費、補正額、減額の125万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金231万4,000円は、コロナ交付金でございます。

1枚はねていただきまして、90ページの節区分、備品購入費405万円につきましては、コロナ感染対策として、全こども園の保育室等に空気清浄機を設置するものでございます。

続きまして、中段、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、補正額、減額の2万5,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金、減額の2万5,000円は、コロナ交付金でございます。節区分の工事請負費、減額2万5,000円は、保健センターのトイレ改修工事の入札差金を減額するものでございます。

続きまして、目、母子保健費、補正額、減額の67万8,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金5,000円は、母子保健医療対策総合支援事業補助金で、産後ケア事業に対して、国庫補助事業として採択されたため、5,000円の増額補正を行うものでございます。節区分の委託料の業務委託、減額67万8,000円は、妊娠届出数の減少に伴い不用となる妊婦健康診査委託料を減額するものでございます。

議長 産業振興課長 堀康信君。

産業振興課長 産業振興課分です。

91ページ上段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業総務費、補正額、減額の50万円。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました子どもますつかみ大会負担金の減額であります。

続きまして、目、農業振興費、補正額、減額の270万円で、内容として、右列説明欄のふれあいセンター管理経費で、9月に補正を認めていただきましたふれあいセンター改修工事費に関わる財源内訳の変更で、国庫支出金、コロナ交付金298万円を増額し、その増額分の一般財源を減額するものでございます。次に、農業振興推進対策事業で、機構集積協力金の確定により、財源内訳の県支出金270万円を減額し、節区分、負担金、補助及び交付金270万円を減額するものでございます。

続きまして、目、農地費、補正額、増額1,339万9,000円のうち、産業振興課関係分として、右列説明欄の経営体育成基盤整備事業、増額1,183万2,000円でございます。内容といたしまして、県営土地改良事業、牧圃場整備が国の補正予算の追加工事に認められたことによりまして、町、地元負担金の1,183万2,000円を増額補正をお願いするものでございます。なお、補正額の財源内訳で、分担金657万3,000円は、地元分担金でございます。

次に、同じく91ページ下段をお願いいたします。

款、商工費、項、商工費、目、2段目の商工業振興費、補正額、減額の1,211万4,000円でございます。内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となりましたふれあい祭り及び梅まつり、規模を縮小してございました水まつりで、不用額となりました節区分、報償費から次ページ、負担金、補助及び交付金までの合計1,211万4,000円を減額をお願いするものでございます。なお、補正額の財源内訳で、繰入金200万円の減額は、ふるさと基金繰入金です。以上でございます。

議 長 建設課長 河合一君。

建設課長 91ページの上段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、3行目の目、農地費、補正額1,339万9,000円のうち、当課に関する金額は156万7,000円でございます。財源内訳の特定財源、地方債、減額の720万円は、公共事業等債でございますが、総

務課分で計上しております臨時財政対策債への有利な起債へ組替えのため減額し、一般財源の1,402万6,000円のうち、当課に関する金額は876万7,000円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金1,339万9,000円のうち、県営かんがい排水事業156万7,000円は、揖斐川以東用水パイプライン工事の当初予算分の施工延長の減に伴う負担金の減額、及び国の補正予算に伴う町南部への延伸に係る負担金の増額分を差引きした額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、目の排水機費、補正の額はございません。財源内訳の特定財源、地方債、減額の750万円は、公共事業等債でございますが、先ほどと同様、臨時財政対策債への有利な起債を活用し、財源の組替えをお願いするもので、県営事業で進めております中須川・安八南部排水機場の電気設備の更新に係る経費でございます。

裏面に移りまして、92ページの中段をお願いいたします。

款、土木費、項、土木管理費、目、土木総務費、補正額、減額の100万円。節区分、委託料、業務委託の減額100万円は、道路台帳更新業務に係る入札差金が生じたので、不用額の減額をお願いするものでございます。

続きまして、次の行、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額6,000万円。財源内訳の特定財源、国県支出金3,000万円は、国庫からの社会資本整備総合交付金、地方債1,900万円は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債でございます。節区分、工事請負費6,000万円は、大明神地内南部中央道ほか2路線の舗装補修工事5,000万円及び幹線町道に係る区画線、路面の白線設置工事1,000万円で、国の補正予算により事業を前倒して実施したため補正をお願いするものでございます。

続きまして、目の道路新設改良費、補正額2,200万円。財源内訳の特定財源、国県支出金5,000万円は、国からの社会資本整備総合交付金、地方債、減額の5,550万円は、公共事業等債から有利な臨時財政対策債を活用しながら、主に地方道路整備事業債の減額でございます。節区分、委託料4,000万円、工事請負費4,000万円、公有財産購入費1,000万円は、中須地内中央こども園周辺ほか2路線の通学路改良に伴う設計委託業務、工事費、用地費でございますが、こちらも国の補正予算により補正をお願いするものでございます。

ページが変わりまして、93ページをお願いします。

節区分、負担金、補助及び交付金、減額の6,800万円は、県道大垣江南線整備に伴う県道改良負担金の対象工事が大幅に減少したため、負担金の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、中段の項、都市計画費、目、都市計画総務費、補正額、減額の201万9,000円。財源内訳の特定財源、国県支出金、減額の62万8,000円は、木造住宅耐震補強工事費国庫補助金41万9,000円と県補助金20万9,000円でございます。節区分、委託料、業務委託の減額100万円は、都市計画基本図作成業務の入札差金、節区分、負担金、補助及び交付金の減額101万9,000円は、木造住宅耐震補強工事費町補助金で、補助実績がなかったことにより不用額の減額をお願いするものでございます。

続きまして、目の都市計画整備事業費、補正額1億4,000万円。財源内訳の特定財源、国県支出金7,000万円は、国からの社会資本整備総合交付金、地方債7,000万円は、公共事業等債でございます。節区分、工事請負費1億3,600万円及び節区分、補償、補填及び賠償金400万円は、中、牧地内名神高速道路安八スマートインターチェンジ西付近の既存工業専用地域内における道路改良3路線に伴う工事費及び電柱移転補償費で、こちらも国の補正予算により補正をお願いするものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 94ページをお願いいたします。

学校教育課分です。

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、補正額、減額の245万4,000円。特定財源の国庫支出金54万6,000円は、コロナ交付金です。節区分、備品購入費54万6,000円は、AED2台分の購入費でございます。

続いて、目、幼児教育費、補正額、減額の332万7,000円。特定財源の国庫支出金、県支出金とも子育てのための施設等利用給付交付金です。国庫は減額の300万円、県支出金は減額の150万円です。節区分、負担金、補助及び交付金の減額の600万円は、利用者数の減によります不用額の減額でございます。節区分、償還金、利子及び割引料267万3,000円は、令和2年度分の精算分でございます。

続きまして、項、小学校費、目、学校管理費、補正額325万円。国庫支出

金68万6,000円は、コロナ交付金、その他の寄附金100万円は、小学校の指定寄附金です。節区分、備品購入費325万円は、結小学校へ保護者の方が100万円の寄附をいただいて、その100万円は学校で必要なものを買わせていただきます。また、残りの225万円は、学校の空気清浄機等コロナ対策の備品購入費でございます。

項、中学校費、目、教育振興費、補正額35万円。節区分、扶助費35万円は、中学校要保護等就学援助経費で、支給対象者の増によります補正額でございます。

95ページの下から2段目をお願いします。

項、保健体育費、目、学校給食費、補正額、減額の530万円。特定財源は、国庫支出金53万8,000円は、コロナ交付金です。給食皿の更新の一般財源をコロナ交付金の充当によります財源変更でございます。

議長 生涯学習課長 今村厚士君。

生涯学習課長 教育委員会生涯学習課分を御説明いたします。

95ページ上段をお願いいたします。

款、教育費、項、社会教育費、目、公民館費、補正額、減額の190万3,000円。節区分の需用費の光熱水費、減額の190万3,000円でございます。ワクチン接種会場として中央公民館を利用したため、新型コロナウイルスワクチン接種事業費より電気代6か月分と上下水道代3期分を支出したため減額するものでございます。

目、ハートピア安八費、補正額、増額の2,970万円。財源内訳の特定財源、国庫補助金2,038万8,000円は、コロナ交付金でございます。節区分、工事請負費2,970万円は、ハートピア安八館内にあるエントランスホール、図書館、歴史民俗資料館の空調設備が故障したため改修工事を行うものでございます。

続いて、項、保健体育費、目、保健体育総務費、補正額、減額の138万。節区分の負担金、補助及び交付金の補助金、減額の138万でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため町体育振興会主催の事業が中止になったため、減額するものでございます。

1つ飛びまして、目、保健体育施設費、補正額、減額の84万1,000円。財源内訳の特定財源、その他、寄附金60万8,000円は、明治安田生命より健康増進の指定寄附金でございます。繰入金、ふるさと基金繰入金、減額の145

万円は、備品購入の入札差金が生じたため減額するものでございます。節区分、備品購入費、減額の84万1,000円。寄附金の使途につきましては、総合体育館トレーニングルーム充実のため、トレーニングバイク1台を更新する予定でございます。

以上、議第20号 令和3年度一般会計補正予算（第9号）の説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第20号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は会期内の各常任委員会で審査をしていただくことに決定しました。

議長 日程第23、議第21号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 それでは、議案書の97ページをお願いします。

議第21号を朗読並びに御説明申し上げます。

議第21号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,988万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。99ページが歳入、100ページが歳出です。単位は1,000円。

いずれも最下段の合計、補正前15億4,887万円、補正額、増額の101万

5,000円、合計15億4,988万5,000円です。

101ページ、歳入内訳でございます。

歳入のうち、特定財源につきましては歳出で御説明いたしますので、一般財源のみ御説明いたします。

款項ともに国民健康保険料、目、一般被保険者国民健康保険料、補正額4,035万1,000円。節区分、医療給付費分現年度分2,648万円、後期高齢者支援金分現年度分1,040万3,000円、介護納付金分現年度分346万8,000円、いずれも保険料見込みによる増でございます。

続きまして、款、繰入金、項目ともに一般会計繰入金、補正額、減額の58万4,000円。節区分、保険基盤安定繰入金、減額の104万1,000円と財政安定化支援事業、増額の45万7,000円は、いずれも繰入額の確定に伴うものでございます。

続きまして、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額、減額の3,976万7,000円。節区分、国保基金繰入金、減額の3,976万7,000円は、今回の補正の調整によるものです。

1枚はねていただきまして、103ページ、歳出内訳でございます。

款、国民健康保険事業費納付金、項、医療給付費分、目、一般被保険者医療給付費分、補正額、増額の101万5,000円。財源内訳として、特定財源、国庫支出金、国民健康保険災害等臨時特例補助金101万5,000円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金101万5,000円は、一般被保険者医療給付費分の増によるものです。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第21号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第24、議第22号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の105ページをお願いいたします。

議第22号について、朗読並びに御説明を申し上げます。

議第22号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

それでは、1枚はねていただきまして、107ページをお願いいたします。

第1表 歳入予算補正。単位は1,000円でございます。

補正額の合計に増減はありませんので、歳入合計としては、補正前の額と変更はございません。

続きまして、1枚はねて、108ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入。単位は1,000円でございます。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金、補正額、減額の248万3,000円。

続いて、款項目とも繰越金、補正額、増額の248万3,000円。前年度繰越金の確定により、繰越金を248万3,000円増額補正し、その分一般会計からの繰入金を減額し、歳入の組替えを行うものでございます。

以上、議第22号 児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第22号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は会期内の民生文教常任委員会で審査していくことに決定いたしました。

議長 引き続きまして、日程第25、議第23号 令和4年度安八郡安八町一般会計

予算、日程第26、議第24号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計
予算、日程第27、議第25号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会
計予算、日程第28、議第26号 令和4年度安八郡安八町児童発達支援事業特
別会計予算、日程第29、議第27号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計予
算、日程第30、議第28号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計
予算、日程第31、議第29号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れにつ
いて、以上、これまでの7議案を一括議題といたします。

その前に、事務局より、令和4年度予算町長提案説明要旨を配付していただ
きます。ではお願いします。

〔資料配付〕

議 長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 それでは、令和4年度予算につきまして、初めに私のほうから概要を説明
させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大の勢いはやや減退の傾向になりましたが、
依然として高い水準で推移しており、岐阜県ではまん延防止等重点措置が今
月21日まで延期され、全く予断を許さない状況にあります。今年の1月末か
らは第3回目のワクチン接種が始まっておりますが、一刻も早く終息に向か
うことを切に願う次第でございます。

新型コロナによる影響は計り知れず、事務事業の推進や施設の運営にも大
きく制約を受ける状況にあります。行政としては、常に町の発展に向け取
り組んでいかなければなりません。

令和4年度には、テレワーク機能を兼ね備えたむすぶテラスがオープンい
たします。テラスのイメージどおり、安八町にさんさんとまぶしい陽光が差
し込むようなまちづくりを目指してまいります。

財源的には引き続き厳しい制約を受ける中にあり、一方、歳出におきまし
ても、公債費の高止まりをはじめ、諸事業費の増大など需要額も増大します。

また、令和4年度は、第五次総合計画の計画期間の最終年度となります。
財政の健全化などの課題も多くありますが、コンビニ交付システムの導入や
庁舎耐震補強改修工事、防災行政無線デジタル化事業など防災対策の強化も
含め、引き続き行財政基盤の強靱化に向け、まちづくりを進めてまいります。

一般会計予算の総額は61億5,000万円。前年度当初予算比2億5,500万円の増、4.3%の増となっております。庁舎耐震補強改修工事、むすぶテラス管理運営経費、コンビニ交付システム導入等により増額となっております。

歳入の主なものとしては、町税は19億7,102万6,000円、前年度当初予算比4,397万1,000円の増、2.3%の増、地方交付税は14億4,000万円、前年度当初予算比7,200万円の増、5.3%の増としています。国庫支出金は5億731万円、前年度当初予算比2,425万3,000円の減、4.5%の減、寄附金は6,100万円、前年度当初予算比4,000万円の増、190.5%の増としています。繰入金は3億5,689万4,000円、前年度当初予算比1億6,649万円の増、87.4%の増、町債は4億9,740万円、前年度当初予算比1,580万円の減、3.1%の減となっております。

歳出の主なものとしては、総務費は10億1,298万9,000円、前年度当初予算比3億1,795万1,000円の増、45.7%の増、民生費は19億5,343万2,000円、前年度当初予算比1億1,393万3,000円の増、6.2%の増としています。農林水産業費は1億9,529万3,000円、前年度当初予算比2,183万7,000円の減、10.1%の減、商工費は4,477万9,000円、前年度当初予算比614万8,000円の減、12.1%の減、土木費は6億8,758万円、前年度当初予算比1億632万2,000円の減、13.4%の減としています。

続きまして、各事業につきましては、第五次総合計画施策大綱別に概略を説明申し上げます。

まず「明日を担うひとを育むまちづくり」においては、子育て支援施策の拡充に向け、こども園においては、白飯の提供を開始するとともに、小学校に進学されるお子様に対して、ランバックやヘルメットなどに対する補助を実施します。また、中学校の部活動指導を外部委託し、部活動の充実に取り組みます。

ハード事業として、中央こども園の周辺環境整備や森部こども園の改修を行います。また、通学路の安全対策、放課後児童クラブ事業などは継続して実施していきます。

次に、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」においては、喫緊の事案である新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、尽力をいたします。また、各種予防接種、健康診査や不妊治療の助成などの継続事業に加

え、産後の鬱を防止するため、産婦健康診査事業の実施や、ヒトパピローマウイルスワクチンを接種されていない方に対しての接種を促進します。また、新たに福祉タクシー事業を開始し、高齢者などの移動手手段の確保に努めます。

次に、「便利で快適に暮らせるまちづくり」においては、移住・定住施策として、移住支援事業、定住促進住宅取得助成事業や、地域間幹線バス運行事業やコミュニティバス運行事業などを継続して実施します。また、コンビニ交付システムを導入し、住民の方々の利便性向上に努めます。

次に、「自然と共生した潤いのあるまちづくり」においては、最終処分場の更新に向けた基本構想を策定します。また、剪定木リサイクル事業、布団回収処理事業などを継続して実施していきます。

次に、「みんなで守る安全・安心なまちづくり」においては、防災機能の強靱化に向け、庁舎耐震補強改修工事を実施します。また、継続事業として進めていました防災行政無線のデジタル化事業の最終年度として、戸別受信機の整備を進めます。

次に、「活力と賑わいのあふれるまちづくり」においては、企業立地促進事業や、農業振興として、圃場整備や多面的機能支払交付金事業を継続して実施していきます。また、令和4年度当初よりオープンするむすぶテラスの運営経費、観光PRのラッピングを製作された方に対しての補助制度を新設いたします。

次に、「みんなで協働する参画・交流のまちづくり」においては、まちづくりに資するイベントを実施される方に対しまして事業費を補助する活力あふれる補助金を新設し、コミュニティーの醸成を図ります。また、地区活動に対する助成やクリーンパトロール事業などを継続して実施していきます。

最後に、「明日を開く自立したまちづくり」においては、令和4年度は第五次総合計画の最終年度となります。計画のまとめを行うとともに、令和5年度から始まる第六次総合計画に向けて総合計画の策定を行います。また、ふるさと寄附金事業として、PRの強化などに努めていきます。

次に、特別会計の予算について御説明申し上げます。

国民健康保険特別会計におきましては16億800万円、前年度当初予算比6,700万円の増、4.3%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計におきましては2億800万円、前年度当初

予算比1,600万円の増、8.3%の増となっております。

児童発達支援事業特別会計においては2,100万円、前年度当初予算比400万円の減、16.0%の減となっております。

水道事業会計においては3億3,000万円、前年度当初予算比6,400万円の増、24.1%の増となっております。

最後の公共下水道事業特別会計においては9億2,300万円、前年度当初予算比3,000万円の減、3.1%の減となっております。

以上が新年度の予算概要と主な施策等であります。

詳細につきましては、この後副町長より御説明申し上げます。慎重審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、一般会計予算から順次説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 それでは、予算書のほうを御覧願います。

表紙をはねていただきまして、まず一般会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第23号 令和4年度安八郡安八町一般会計予算。

令和4年度安八郡安八町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億5,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

はねていただきまして、(歳出予算の流用)第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

1ページ以降、第1表 歳入歳出予算になります。

1から4ページまでが歳入、5ページ、6ページが歳出となります。

7ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございます。

事項の1として、農業近代化資金利子補給。期間は借入年度より返済の年度まで、限度額は借入金額の1%以内でございます。

2つ目として、安八町土地開発公社が借入れする事業資金に対する債務。令和4年4月1日から令和5年3月31日までで、14億円に対する元金、利子及び遅延利息の損失補償でございます。

3として、本庁舎耐震補強改修工事。期間が令和5年度でございます。限度額は2億5,940万円でございます。

4としまして、固定資産現況調査修正及び土地評価業務。期間は令和5年度、限度額は1,692万9,000円でございます。

はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

第3表の地方債です。

起債の目的としまして、臨時財政対策債、限度額は1億3,000万円でございます。次の緊急防災・減災事業債、庁舎耐震、また防災行政無線のデジタル化に充当するものでございます。3億350万円。公共事業等債、道路整備などに充当するものでございます。3,480万円。公共施設等適正管理推進事業、中央こども園周辺の環境整備のほうに充当いたします。2,910万円。合わせまして4億9,740万円でございます。

起債の方法以降につきましては、御覧のとおりでございます。

続いて、9ページ以降ですが、歳入歳出予算の事項別明細書でございます。

款ごとに前年度との対比をまとめております。また、11ページになりますが、歳出におきましては、財源内訳のほうも取りまとめております。

12ページをお願いいたします。以降が明細となります。

まず町税でございます。町税全体としましては、19億7,102万6,000円、対前年4,397万1,000円の増で計上いたしております。

13ページ以降になります。

譲与金、交付金となります。いずれも国の見込み、実績を踏まえ計上しております。前年度並みでの計上が多くなっておりませんが、15ページをお願いいたします。最下段にあります地方特例交付金、コロナの関係によります減収補てん特別交付金でございますが、本年度はゼロでの計上としております。

16ページをお願いいたします。

最上段でございます。地方交付税でございます。普通交付税、特別交付税、合わせまして14億4,000万、対前年7,200万円の増で計上しております。

款を1つ飛んでいただきまして、分担金及び負担金でございます。農林水産業費分担金550万7,000円、対前年428万1,000円の減でございます。圃場整備の分担金のほうが減額となっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

款の13使用料及び手数料でございます。目の1総務使用料で、本年度260万4,000円、対前年257万4,000円の増での計上となっております。説明欄の上段になります。むすぶテラスの使用料ということで257万8,000円を計上いたしております。

19ページをお願いいたします。

款のほうは国庫支出金になります。全体としまして5億731万円、対前年2,425万3,000円の減での計上となっております。コロナのワクチン接種に関する補助金が減額となっておりますが、ページのほうは20ページをお願いいたします。目の最上段です。総務費国庫補助金5,304万6,000円、4,481万3,000円の増額となっております。説明欄の上から4つ目になりますコロナの関係の交付金4,568万5,000円を計上しております。主に諸証明のコンビニ交付、コンビニでの交付システムの導入にこちらのほうを充当いたしております。

目の4土木費国庫補助金におきましては2,743万円、対前年2,651万2,000円の減額となっております。説明3段目になります道路整備などに充当しております社会資本整備総合交付金のほうが減額となっております。

続きまして、県の支出金になります。全体としましては3億5,016万7,000円、対前年にしまして936万2,000円と、ほぼ前年度並みの計上となっております。

ページを進めていただきまして、25ページをお願いいたします。

款の最上段です。寄附金になります。一般寄附金からは100万円、またふるさと寄附金として6,000万円、実績を踏まえまして6,000万、対前年4,000万増で見込んでおります。

続きまして、繰入金でございます。財政調整基金、またふるさと基金から、合わせまして3億5,689万4,000円、対前年1億6,649万円の増で繰入れをいたします。ふるさと基金繰入金につきましては、3,500万円ほど繰入れいたしますが、むすぶテラスの運営費、またイベント等の開催の経費に充当をさせていただき予定でございます。

ページのほう、26ページをお願いいたします。

款は20の諸収入になります。目の雑入です。本年度8,164万7,000円、1,758万円の減額でございます。排水機の改修に係ります交付金のほうが減額となっております。

28ページをお願いいたします。

款の21町債でございます。臨時財政対策債ほか事業に充当するものとして、合わせまして4億9,740万円、対前年1,580万円の減額でございますが、4億9,740万円の発行を予定いたしております。

続きまして、歳出になります。

30ページをお願いいたします。

まず議会費でございます。本年度は7,180万3,000円での計上でございます。

31ページになります。

総務費、目の一般管理費におきましては3億6,426万1,000円、対前年2,254万円の増額での計上でございます。バスの運行事業、また空き家対策は引き続き推進してまいります。空き家の関係につきましては、空き家対策の計画の次期計画の策定に向けて、国の補助金などを活用して取り組んでまいります。

32ページをお願いいたします。

目は最下段、4になりますが、財産管理費として2億1,307万円、対前年1億3,470万2,000円の増となっております。本庁舎管理経費ということで、庁舎の耐震補強工事の事業費を計上いたしております。2か年計画で進めてまいります。財源としましては、地方債1億5,560万円を予定いたしております。

ます。

続きまして、ページは34ページをお願いいたします。

目の7企画費になります。本年度7,625万6,000円、対前年5,970万8,000円の増額となっております。この中では、ふるさと寄附金の返礼品等の関係の経費、また次期総合計画の策定に係る経費、またむすぶテラスの管理運営に係る経費を計上いたしております。むすぶテラスの関係につきましてもは2,200万円の計上でございます。これに対しましては、ふるさと寄附金から1,160万円、また新しく部屋の使用料等、257万8,000円を財源といたしております。

目の9になりますふるさと基金費でございます。本年度6,000万1,000円でございます。実績等を踏まえ、対前年4,000万円の増での積立てを予定いたしております。

続いて、35ページをお願いいたします。

徴税費になります。

ページのほう、36ページをお願いいたします。

目の2になります賦課徴収費で、本年度5,601万9,000円、対前年2,180万1,000円の増でございます。情報センター等の電算処理委託など、固定資産の地番図等更新の経費、こちらのほうが増額となっております。

続いて、36、37ページになりますが、戸籍住民基本台帳費でございます。6,184万7,000円、対前年3,278万円の増額となっております。こちらのほうでコンビニ交付システムの導入に向けた経費を計上いたしております。なお、財源といたしましては、国のコロナ交付金のほうを充当いたしております。

38ページをお願いいたします。

選挙の関係でございます。令和4年度におきましては、目の2番目になりますが、参議院選挙が予定されております。

続いて、ページを進めていただきまして、民生費になりますが、42ページをお願いいたします。

目の安八温泉費として7,079万7,000円、151万1,000円の増でございます。引き続きコロナ対策として入館制限などを継続していくという形での計上とさせていただきます。

43ページをお願いいたします。

目の最下段でございます。身体障がい者福祉費 3 億6,445万2,000円、2,531万3,000円の増額となっております。こちらのほうは扶助費のほうが増えております。

ページは44ページをお願いいたします。

目の2つ目になりますが、地域包括支援センター費ということで5,947万4,000円、対前年325万4,000円の増額で計上いたしております。こちらのほうで新しく福祉タクシー事業に係ります経費を盛り込んでおります。なお、財源としまして、一部、繰入金としてふるさと基金のほうを充当いたしております。

ページのほうは45ページをお願いいたします。

児童福祉費になります。児童福祉総務費として9,959万6,000円、対前年141万7,000円の減額でございます。こちらのほうでは出産祝い金制度の見直しをいたしております。

ページは47ページをお願いいたします。

目の保育所費ということで、本年度 3 億8,481万4,000円、対前年度6,551万9,000円の増額でございます。こちらのほうでは、新たに白飯を提供させていただき経費を盛り込ませていただいております。なお、この関係におきまして、保護者の方には若干の御負担をお願いするところでございます。また、こども園施設管理経費として、中央こども園の周辺環境整備、また森部こども園の改修に係る事業費も計上いたしております。財源といたしましては、国の社会資本整備総合交付金、また地方債、ふるさと基金などを活用させていただきます。

49ページをお願いいたします。

衛生費になります。目の2の予防費になりますが、本年度 1 億1,736万円、対前年2,792万2,000円の減額となっております。新型コロナのワクチンの関係の事業費が減額となっております。

51ページをお願いいたします。

保健衛生費の目の5の環境衛生費になります。1,255万9,000円、対前年454万4,000円の減額となっております。一般廃棄物の処理計画の策定の経費が減額となったことによるものでございます。

52ページをお願いいたします。

最下段になりますが、目の塵芥処理費で、本年度は1億5,922万8,000円、対前年1,320万8,000円の増での計上となっております。収集業務委託のほうが増額となっております。

続きまして、農林水産業費になります。

55ページをお願いいたします。

目は最下段になります。農地費としまして3,775万3,000円、278万5,000円の増額で計上しております。町単土地改良事業のほうを増額いたしております。なお、財源としまして地方債などを活用してまいります。

56ページをお願いいたします。

目は排水機費になります。本年度4,370万8,000円、2,120万8,000円の減額でございます。排水機場の改修事業費などが減額となっております。なお、引き続きまして改修工事は進めてまいります。地方債などを活用してまいります。

続きまして、58ページをお願いいたします。

目の商工業振興費になります。本年度は3,523万円、600万7,000円の減額となっております。ふれあい祭りなどをはじめましてイベントの開催に係る経費につきましては、ふるさと基金のほうを充当いたしていく予定でございます。また、企業立地促進事業もこちらで計上いたしております。対象となる企業さんのほうが減少をいたしております。

続きまして、土木費になります。

ページは60ページをお願いいたします。

目の1道路維持費につきましては1億1,561万6,000円、対前年3,363万4,000円の増額でございます。事業費のほうを増額しております。国の交付金、また地方債を活用してまいります。

目の2番目の道路新設改良費につきましては3,085万8,000円、対前年1億5,805万3,000円の減額となっております。こちらのほうは、請負費の減額、また県土改良負担金などが減額となっております。

続きまして、61ページをお願いいたします。

目の2番目の都市計画整備事業費でございます。本年度1,990万2,000円、対前年1,600万円の増額となっております。こちらのほうは、事業費を増額しております。国の交付金、地方債を活用してまいります。

続く目の3番目ですが、下水道整備費でございます。下水道会計への繰り出しでございますが、4億7,000万円を予定いたしております。

63ページのほうをお願いいたします。

消防費になります。目の1非常備消防費として2,413万8,000円、対前年196万7,000円の増額となっております。消防団員さんの関係の報酬等を国の基準に整合をさせております。

続きまして、64ページをお願いいたします。

目の4になります災害対策費1億6,018万2,000円、対前年796万6,000円減額となっております。こちらのほうで防災行政無線のデジタル化のほうを進めてまいります。地方債などを活用してまいります。

続いて、教育費のほうになります。

ページは66ページをお願いいたします。

目の4ですが、国際交流費として927万4,000円、10万5,000円の減額でございます。国際交流事業でございますが、こちらのほうは昨年度に引き続きまして事業実施のほうは見送りとさせていただいております。

67ページをお願いいたします。

教育費の小学校費になります。

ページは68にわたりますが、こちらのほうで入学準備の支援事業ということで、新1年生に対するランバックまたはヘルメットの補助のほうを実施してまいります。繰入金ということで、財源としてふるさと基金も一部活用させていただいております。

69ページをお願いいたします。

中学校費になります。学校管理費として3,773万円、対前年307万6,000円減額となっております。教科書の改訂の関係が減額となっております。

72ページをお願いいたします。

目はハートピア安八費ということで、本年度8,367万4,000円、211万3,000円の減額での計上としております。引き続き経費の削減には努めてまいります。なお、図書購入費のほうに、繰入金ということでふるさと基金を活用させていただいております。

75ページをお願いいたします。

目の3学校給食費になります。本年度1億6,971万9,000円、対前年365万

2,000円の増額で計上いたしております。

77ページをお願いいたします。

款は公債費になります。本年度、元金、利子、合わせまして6億6,703万円を予定しております。対前年508万円の減額でございます。

予備費につきましては900万円の計上でございます。

78ページをお願いいたします。

78、79ページにわたりまして地方債の状況をまとめております。

79ページの右の一番下になります当該年度末の現在高見込みということで、令和4年度末の残高として59億5,643万9,000円を見込んでおります。

80ページをお願いいたします。

これ以降で、給与費明細書ということで、職員数、または給与費等について前年度との比較もまとめております。

以上で一般会計予算の説明とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

それでは、暫時、ちょっと休憩しますか。40分だから15分。55分から次の特別会計、国民健康のほうの特別会計に入っていただきたいと思います。55分から再開します。よろしく申し上げます。

(午後2時41分 休憩)

(午後2時55分 再開)

議長 再開いたします。

予算説明をお願いします。

国民健康保険特別会計からよろしくをお願いいたします。

副町長 では、続きまして、用紙は黄色になります。国保会計でございます。

見出しははねていただきまして、議第24号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算。

令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算となります。1ページから2ページ、また3ページからは歳出となっております。

5ページにおきましては、歳入歳出予算の事項別明細書となります。6ページが歳出となります。

令和4年度におきましては、被保険者数を2,951人、対前年7人減、0.2%減ということで見込んでおります。

7ページをお願いいたします。

歳入になります。

国民健康保険料としまして、合わせまして2億9,253万円、当初予算での対比としましては、対前年2,840万円の増額となっております。

8ページをお願いいたします。

款の4 県支出金としまして、合わせまして11億6,206万1,000円、対前年1,182万2,000円の増で計上いたしております。

8から9ページをお願いします。

繰入金になりますが、一般会計からが8,947万円、また国保基金のほうからは6,198万4,000円の繰入れをいたします。

続きまして、歳出になります。

ページのほうは12ページをお願いいたします。

款の2 保険給付費になります。合計しまして、ページのほうが14ページまでわたりますが、保険給付費としまして、合わせまして11億4,034万4,000円、対前年1,560万円での計上となっております。

15ページのほうをお願いいたします。

款の3 国民健康保険事業費納付金としまして、こちらのほうは、合わせま

して4億894万5,000円、対前年4,935万8,000円での計上となっております。

19ページ以降につきましては、給与費の明細をつけてございます。

以上で国保会計の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙は紫色のところをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計になります。

見出しをはねていただきまして、議第25号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、1ページから第1表の歳入歳出予算となります。

また、3ページ以降につきましては、歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

5ページのほうを御覧いただきたいと思います。

令和4年度におきましては、被保険者数は2,165人、対前年93人の増ということで見込んでおります。

5ページの最上段になります後期高齢者医療保険料としまして1億3,961万4,000円、対前年994万1,000円での計上となっております。

6ページのほうを御覧願います。

最上段になります繰入金としまして、合わせまして5,439万4,000円、対前年468万5,000円増での計上としております。

歳出になります。

9ページのほうを御覧願います。

最上段になります款の2後期高齢者医療広域連合納付金としまして1億8,734万円、対前年1,394万4,000円の増額での計上となっております。

以上で後期高齢者医療の特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙はオレンジ色のところを御覧願います。

児童発達支援事業の特別会計予算となります。

見出しをはねていただきまして、議第26号 令和4年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算。

令和4年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,100万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、1ページからですが、第1表の歳入歳出予算となります。

3ページからは歳入歳出予算の事項別明細書となります。

令和4年度につきましては、利用される方は27人と見込んでおります。

5ページをお願いいたします。

歳入になりますが、款の1障害児給付費ということで、本年度につきましては、前年同額の1,020万円を計上いたしております。

款は1つ飛んでいただきまして、繰入金として、一般会計から1,067万7,000円、対前年より400万円の減で計上いたしております。

続きまして、歳出になります。

7ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費になります。主に職員の人件費が主なものでございます。本年度1,975万7,000円、対前年397万円の減額で計上いたしております。

9ページ以降には給与費明細書のほうもつけてございます。

以上で児童発達支援事業の特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙は水色のところになります。

水道事業会計予算になります。

見出しをはねていただきまして、議第27号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計予算。

(総則) 第1条、令和4年度安八郡安八町水道事業会計予算は、次に定め

るところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数、5,036戸。(2) 一日平均給水量、4,036立方メートル。(3) 年間総給水量、147万3,420立方メートル。(4) 主要な建設改良事業、イとして管路更新設計委託1,650万円、ロ、配水管布設工事として1,650万円でございます。

2ページをお願いいたします。

(収益的収入及び支出) として、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入でございます。第1款、水道事業収益としまして、合わせまして1億9,151万9,000円。

支出になります。第1款、水道事業費用として、合わせまして1億9,239万2,000円で計上いたしております。

(資本的支出) として、第4条、資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。不足する額は、当年度分損益勘定留保資金7,369万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金6,391万5,000円で補填する。

3ページをお願いいたします。

第1款、資本的支出としまして、合わせまして1億3,760万8,000円。

続いて、(一時借入金) 第5条、一時借入金の限度額は、3,300万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) として職員給与費2,196万円でございます。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

続いて、4ページになります。実施計画書になります。

説明は、ページを飛んでいただきまして、24ページで説明をさせていただきます。

24ページのほうになりますが、令和4年度安八町水道事業会計予算の実施計画の明細書になります。

まず収益的収入及び支出の収入になります。

款の1 水道事業収益としましては、営業収益、営業外収益、合わせまして1 億9,151万9,000円、対前年度251万7,000円の増となっております。

26ページをお願いいたします。

続いて費用ですが、水道事業費用としまして、合わせまして1 億9,239万2,000円、対前年1,742万4,000円の減額となっております。営業費用、原水及び浄水費がございますが、本年度2,131万3,000円、1,745万3,000円の減額となっております。こちらのほうでは、節区分の委託料、説明欄最下段になりますが、管路更新の検討業務委託のほうが減額となっております。

ページのほうは、進めていただきまして、32ページをお願いいたします。

資本的支出になります。合わせまして1 億3,760万8,000円、対前年8,142万4,000円の増額となっております。まず建設改良費としまして3,300万円、こちらは対前年2,640万円増額となっております。管路更新の設計委託、または配水管の改良工事、こちらのほうを増額しております。また、企業債償還金としまして1 億460万8,000円、5,502万4,000円の増額となっております。排水機場の更新に係ります地方債の償還、元金の償還が始まったことによるものでございます。

ページは戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。

9ページのほうで、キャッシュ・フロー計算書ということで、お金の流れをまとめております。

ページのほうが、10ページをお願いいたします。

ローマ数字のVになります資金期首残高、Vのほうは令和3年度末の現金預金の見込みであります。9億4,024万5,647円を見込んでおります。ローマ数字のVIのほうは、令和4年度末の現金預金の見込みでございます。8億8,686万7,565円と見込んでおります。

11ページ以降は給与の明細書、また予定の貸借対照表のほうもつけてございます。

以上で水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

続けまして、用紙は緑色になりますが、公共下水道事業になります。

見出しをはねていただきまして、議第28号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算。

令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

はねていただきまして、(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公共下水道費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

1 ページ以降になります。第1表として歳入歳出予算。2 ページが歳出になります。

3 ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございます。下水道会計法適用化事業としまして、期間は令和5年度、限度額は1,814万4,000円としております。

4 ページをお願いいたします。

第3表の地方債でございます。公共下水道整備事業としまして、限度額1億6,120万円としております。

起債の方法以降につきましては、御覧のとおりでございます。

5 ページからが歳入歳出予算の事項別明細書になります。

7 ページのほうを御覧願います。

歳入の明細となります。

まず款の1分担金及び負担金でございます。今年度は620万8,000円、対前年103万4,000円の減額で計上しております。

使用料につきましては2億6,400万円、対前年100万円の増となっております。

国庫補助金としまして750万円、またページは8ページになりますが、繰入金としまして、一般会計からが4億7,000万円、下水道事業整備基金のほうからが1,100万円を繰入れいたします。

また、9ページになります。

最下段になりますが、町債でございます。1億6,120万円の発行を予定いたしております。

以降、歳出になりますが、10ページのほうをお願いいたします。

目の1の公共下水道建設費でございます。本年度1億884万7,000円、対前年2,717万8,000円の減額となっております。書類上、整備費のほうが減額となっておりますが、国の補助金、また地方債などを活用しながら事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

11ページをお願いいたします。

浄化センター管理費として1億4,365万7,000円、対前年443万9,000円の減額での計上となっております。

続いて、款の2公債費でございます。元金、利子、合わせまして6億6,947万6,000円、対前年178万2,000円の増で見込んでおります。

13ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。一番右になります令和4年度末の地方債残高としまして43億7,514万6,000円と見込んでおります。

以上でございます。

続きまして、議案書のほうを御覧いただきたいと思っております。

議案書のほうは109ページをお願いいたします。

議第29号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、安八町公共下水道事業特別会計は、次のとおり令和4年度安八町一般会計から繰り入れるものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

記の1としまして、繰入額4億7,000万円。2.繰入れ理由、下水道事業においては、事業収入のみでの事業実施は、健全財政を維持することが困難なため、一般会計から繰入れするものであります。

以上、令和4年度の予算の関係でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第23号から議第29号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第23号から議第29号までは会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第32、議第30号 町道路線の廃止について、日程第33、議第31号 町道路線の認定についての2議案を一括議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の111ページをお願いいたします。

議第30号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第30号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

113ページをお願いします。

廃止となる路線は、中、牧地内の6路線でございます。

裏面の114ページから115ページの廃止路線網図も照らし合わせて御覧願います。

整理番号1から4までの南川6号線ほか3路線は、現在整備を進めております安八スマートインターチェンジ西、中、牧地内の既存工業専用地域内の道路新設改良工事に伴う路線で、整理番号5番、6番の南長田8号線ほか1路線は、民間企業の事業用地の拡大に伴い、町道の払下げに係る路線で、それぞれ起終点、延長、幅員が変更となるため、路線を廃止するものでございます。

引き続きまして議案書の117ページ、議第31号につきまして、議案の朗読並びに御説明を申し上げます。

議第31号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和4年3月8日提出、安八郡安八町長。

119ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は、中須、中及び牧地内における5路線でございます。

裏面の120ページから最終の122ページの新規路線網図も照らし合わせて御覧願います。

整理番号1の裏並10号線は、中須地内中央こども園周辺の通学路新設改良に伴い、新たに認定をお願いするものでございます。整理番号2から4の南川10号線ほか2路線は、中、牧地内の既存工業専用地域内の道路新設改良工事に伴う路線で、整理番号5の南長田12号線は、民間企業の事業用地の拡大に伴う路線で、それぞれ起終点、延長、幅員が変更となり、路線網を再編成し、認定をお願いするものでございます。

以上2議案につきまして、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第30号、議第31号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第30号、議第31号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 次に、追加日程第1、議第32号 決議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議についてを議題とします。

事務局より議案書を配付します。

〔議案書配付〕

議長 この議題については、事務局に決議書を朗読させます。お願いします。

議会事務局長 それでは、朗読させていただきます。

発案書。議第32号 ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議について。

ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議について別紙のとおり発案する。

令和4年3月8日提出。提出者、安八町議会議員 岩田讓治。賛成者、安八町議会議員 渡邊明博、山中美恵子、碓井昭夫、西松巖、坂悟、傍嶋邦博、渡邊裕光、石原英一。安八町議会議長 大平文雄様。

ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議。

去る2月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシア軍はウクライナへの侵略を開始した。

この侵略は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる明白な国際法違反であるとともに、国連憲章の重大な違反であり、本議会はこれを厳しく非難する。

力による一方的な現状変更は、国際秩序の根幹を脅かす行為であり、断じて認められるものではなく、ロシアは、ウクライナに対する攻撃を即刻停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

また、我が国は残忍な核攻撃を受けた唯一の被爆国であり、プーチン大統領の核兵器の使用を示唆する発言を断固として許すわけにはいかない。

国においては、在留邦人の安全確保に努めるとともに、国民生活への影響対策について万全を尽くすことを要請する。

併せて、核兵器の使用禁止を対外的に強く訴えるとともに、国際社会と連携し、世界の恒久平和の実現と国際秩序の維持に向け、全力を尽くすことを要請する。

以上、決議する。

令和4年3月8日、安八町議会。

議長 この決議は、議員全員からの発議でございます。質疑及び討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認め、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第32号 決議第1号は原案どおり可決しました。

お諮りします。

各常任委員会の審査のため、3月9日から3月17日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、3月9日から3月17日までの9日間を休会することに決定しました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。

(散会時間 午後3時28分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月8日

議 長 大 平 文 雄

議 員 碓 井 昭 夫

議 員 岩 田 讓 治

令和4年3月18日（第2日）

議 事 日 程 (令和4年3月18日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第8号 安八町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第5 議第9号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第10号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第11号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第12号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第13号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第14号 安八町出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第15号 安八町祭壇使用条例を廃止する条例制定について
- 日程第12 議第16号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第17号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第18号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議第19号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第16 議第20号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第17 議第21号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議第22号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議第23号 令和4年度安八郡安八町一般会計予算

- 日程第20 議第24号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
 日程第21 議第25号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第22 議第26号 令和4年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
 日程第23 議第27号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計予算
 日程第24 議第28号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
 日程第25 議第29号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
 日程第26 議第30号 町道路線の廃止について
 日程第27 議第31号 町道路線の認定について

(追加議事日程)

- 日程第1 議第33号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する
 条例制定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員 (10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員 (なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	渡 邊 均	調 整 監	水 谷 秀 平
民生調整監	吉 村 等	建設調整監	岡 田 立
総務課長	山 田 靖	企画調整課長	大 平 共 美
福祉課長	坂 和 由	建設課長	河 合 一
学校教育課長	堀 隆 志	生涯学習課長	今 村 厚 士
住民環境課長	神 野 千 津	産業振興課長	堀 康 信
会計管理者兼 税 務 課 長	梅 村 明 広		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田	中	弓	書	記	宇佐見	かおる
書	記	土	岐	寿	徳		

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

それでは、定刻になりましたものですから、令和4年第1回安八町議会定例会2日目を開催させていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

なお、本日、議会改革特別委員会委員長より、試験的に議場内の撮影の申出がありますので、これを許可しております。御了承を願いたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名します。

本日の会議録署名者は、9番 山中美恵子さん、10番 渡邊明博君に指名します。

議長 日程第2、一般質問を行います。

それでは、質問通告により発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いいたします。再質問は2回までとしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず初めに、8番 岩田讓治君。

8番 おはようございます。

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、プラスチックごみの収集方法の再考をと題しまして質問させていただきます。

その前に、一昨日発生いたしました東北の大震災で被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、始めます。

来月から、プラスチック資源の循環促進法が施行されます。国は自治体向けの手引をつくったり、プラスチックごみの一括回収を目指して、プラ製品のリサイクルを進めるといたしております。

当町は、国が進めようとしている一括回収ではなく、食品、菓子、飲料水等、生活用品などの容器、そして包装のみを回収しようと進めております。ち

なみに国が目指している一括回収とは、当町が行おうとしているプラスチック製の容器・包装等だけではなく、例えば洗面器、プラスチックのお盆、DVD、アクリルファイル、虫かご、厚さ5ミリ以下のアクリル板とか、50センチ以下に切った雨がっぱ、ビニールシート、こういうものも加えられたものでございます。

さて、この件につきましては、先般の議会全員協議会でプラスチック製容器・包装の分別収集が4月から始まる旨の説明がありました。早速、我々の地区では、それに向けた事前準備のため、一部の人が分別収集を広報「あんぱち」1月号の記事を参考にしながら試行を始めました。ところが、そのプラスチック製容器・包装類を収集する日は、ペットボトル、瓶と同じ日で1か月に1度だけでございます。量、あるいはかさとも大変多く、1か月分まとめて自宅に置くには多過ぎる、かつそれをごみ集積所へ持ち込みますと集積所がいっぱいになってしまい、その他のプラスチック収集ボックスが道路にはみ出してしまい、集積所の増築を考えなければならないほどでございます。よって、自宅に1か月分まとめて置くことができない人は、自衛手段として、可燃物の日は週に2日あるので、可燃物に混ぜて出さざるを得ません。そうすると、せっかく資源の有効利用の大義の下始まったリサイクル事業は骨抜きになってしまいます。収集日の増加が必須になると思います。

そしてもう一点、分別の基準がはっきりしていないことです。お隣の羽島市では、ごみ分別のための手引書を作成し、その中でプラスチック製容器・包装の出し方も具体的な例を多く挙げ、住民に分かりやすく解説いたしております。当町もこれを機にごみ出しの基準の総合的なマニュアル作成を考えてはいかがでしょうか。

一方、昨年9月議会で、リサイクルセンター、仮称でございますけれども、構想が話題になっておりました。町民の皆さんが各種の資源ごみを自分の都合で持ち込み可能な施設の具体化もこのプラスチック製容器・包装の分別収集に役立つものと考えます。

以上3点、民生調整監の答弁を求めます。以上です。

議長 民生調整監 吉村等君。

民生調整監 岩田讓治議員のプラごみ収集方法の再考について回答させていただきます。

当町では、平成9年にペットボトル、平成12年にプラスチックボトル類の回収を月1回開始しております。そしてまた現在、月1回で至っております。

このたびの卵のパックや食品トレーなどの容器包装の品目の追加は、国連加盟国で合意したSDGs、また持続可能な開発目標を見据え、また海洋環境への配慮、燃えるごみの減量化によるカーボンニュートラル、こちらは2050年までに二酸化炭素の削減構想への対応をするものでございます。そしてまた、リサイクルによる可燃ごみの減量化につなげていくためでございます。

御質問のとおり、現状のペット、プラボトルに加えまして、卵のパックや食品トレー等の容器包品目の追加回収は、4月から本格回収に向けて1月広報紙にて順次御案内しております。

国では、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が4月から施行され、プラスチック製品、洗面器や弁当についてくるプラスチック製スプーンなどが対象となります。町内企業においても、新学期からは給食用牛乳の紙パックを改良され、ストローをなくし、プラスチック使用量削減に取り組まれておられます。

当町のプラスチック資源回収は、プラスチック類の分別収集方法、再資源化方法など体制を整えてからの実施となるため、国が提唱している一括回収には今しばらく時間がかかります。当面は、町としては、4月から容器・包装類のリサイクルの本格実施を周知、また実施していき、将来のプラスチック資源循環の一括回収に対応していきたいと思います。

御質問の御家庭の保管場所、地区集積所の容量不足に対応するための収集日の増加は収集費用の増大につながります。また、地区での当番など集積所管理も含めてすぐにはできません。そのための対応方法として、集積所の状況を見ながら、月1回の収集日以外に皆様から持ち込んでいただける場所の検討を早急にしていきたいと考えています。ただし、これは緊急の補完的な場所として時限的に考え、恒常的な対応は回収日の追加、もしくはリサイクルセンター建設を検討していきます。

来年度からは新しい最終処分場計画を進めていきます。その新しい最終処分場の空き敷地を利用してリサイクルセンター機能や粗大廃棄物の収集機能を持たせることができないか、御質問の1点目の御家庭のプラスチック類の

持込み場所として検討をしていきます。なお、新しい最終処分場は令和8年度からの予定で動きます。新しい処分場の敷地の状況が整い次第、リサイクルプラスチック類の持込み場所としての活用のほうは先行してできるのではと考えております。

2点目の分別用の手引書については、町民の皆様からのお問合せのために職員用のマニュアルは持っております。今後、お問合せの多いものを広報などでお知らせし、プラごみの持込み体制が整いましたら、ごみ全般の出し方を掲載した手引書を御家庭用に作成、配付し、同時にまたパソコン、スマートフォンなどでも確認できるアプリも導入したいと考えます。リサイクルしていただくことでごみ減量化、資源の有効活用ができますので、SDGs中の廃棄物の発生防止、再生利用を図れるよう、皆様に御協力をいただけるリサイクル環境を順次整えていきたいと考えます。

以上、岩田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

8番 具体的な方策についていろいろと御説明いただきましてありがとうございます。

このプラごみの関係は安八町は大変遅いわけなんですね。よその市町さんはもう既に始まっておりまして、かなり遅い対応でございます。よって、よその市町村に聞けば、うちはこうやっているよ、ああやっているよという事例はたくさん聞けると思うんです。よって、そういう事例を聞いていただいて、何とか早急に、あと2週間でこの事業は始まるわけです。大変重要な事業だと思っております。よって、早急にどこか町で一括収集できるような場所を仮に造っていただいて、各家庭で持ち切れない、あるいは集積所でいっぱいになり過ぎてしまうと、そういうものを少しずつ町の臨時の集積所を造っていただければ、そういうところへ持っていけるということで、大変いい、調整監にいただいたんですけども、早急にこれを決めていただいて、利用できるような、そんな方向に進めていただきたいというふうに思っております。答弁は結構でございます。とにかく早くお願いしたいなということでございます。

質問を終わります。ありがとうございました。

議長 それでは、次に移ります。9番 山中美恵子さん。

9番 ただいまは議長さんより発言のお許しをいただきましたので、2つについて質問いたします。

まずは、安八町所有の土地活用について。もう一つは、中学生に防災教育の一環として作文をという2つの質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めの安八町所有の土地活用について、安八町が所有している南今ヶ淵中筋の約7,200平米の土地の有効活用についてお尋ねいたします。

この土地は、昭和48年から51年の間に購入したり、交換したりした土地であります。既に50年近く経過しておりますが、いまだに何も行われず、草の維持等を行っているだけになっております。まちのためになる有効活用を考えてみなければならないと思います。

そこで、令和4年度は第五次総合計画が終了し、令和5年に第六次総合計画が始まります。その第六次総合計画の中にぜひ入れて開発等の有効活用を考えてはと思いますが、いかがでしょうか。

1つの案といたしまして、災害時には防災拠点となる公園を造り、避難所として活用できるよう構造物を建ててはと思いますが、町長さんのお考えをお尋ねいたします。

2つ目は、中学生に防災教育の一環としての作文をということございまして、日本列島の北と南で地震が多く発生しておると思います。真ん中に当たるこの辺の地域は比較的地震が少ないように思われます。先日もまだ東北で地震があったばかりでございます。しかし、東海・東南海・南海地震は、30年の間には75から80%の確率で発生すると言われております。現在はコロナに振り回されて防災訓練もできませんし、災害に対する心構えも薄れているように思われます。

そこで、全中学生に防災に対する作文を書いてもらうということはどうでしょうか。埼玉県川越市や高知県の中学校で取り組んでいるとNHKの番組で取り上げられておりました。

災害はいつどこで起こるかも分かりません。ふだんは何げなく過ごしている教室や家庭において見逃していることが多いのではないのでしょうか。落下する物、倒れる物、動く物はないかということに関心を持ち、日頃より心が

けを備えていくということを気づいて防災意識を高めてもらいたいというのが狙いで、ぜひとも感受性の高い中学生に作文を特に夏休みなんかに行ってもらったらありがたいなということで質問いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、山中美恵子議員の1点目の御質問、安八町所有の土地利用について私からお答えをいたします。

山中議員御指摘のとおり、南今ヶ淵中筋地内にある町有地は、かつてはスポーツ少年団の練習場、さらにはゲートボール場としての地域の交流の場や町内企業の駐車場としての利用はありましたが、現在は町のイベントなどの際の臨時駐車場として活用している程度で、決して有効活用できているとは言えない状態にあります。

さて、令和5年度より第六次総合計画がスタートいたします。令和4年度には、その計画を策定するための予算を計上させていただきました。この場所以外にも有効活用できていない町有地や公共施設もありますが、それらの利活用も含め検討してまいりたいと考えております。

利活用ということでいえば、建物の劣化により令和元年度から休館しておりました勤労青少年ホームも新たにむすぶテラスとして生まれ変わり、新たな町のシンボルとなることを期待しております。この施設につきましても、災害時には避難所や避難場所として利用することになるため、今回のリニューアルにより、自家発電設備や防災庫も併設されて、町の北部における防災拠点となり得る場所になります。

現在も新型コロナウイルス感染症の拡大が続いておりますが、災害はいつ起きるか分かりません。このコロナ禍の中でも東日本大震災のような悲惨な災害が起きるかもしれません。

今、国は、感染予防もあり、避難所に収容できる人数を大幅に削減することを勧めております。また、可能であれば自宅での避難生活、分散避難等を勧めております。安八町における避難所においても、全町民を収容することは不可能な状態にあり、新たな避難場所を近隣市町や企業なども含めて探している状態であります。

今回御指摘の町有地につきましては、安八町のほぼ中央に位置し、ふだん

は防災キャンプや防災訓練などができるような防災拠点となる公園として整備できれば、いざ災害となればテントを設置し、避難所として十分活用することができ、大変有効に利用ができるようになると考えております。

また、安八町南部においては、名神高速道路の盛土とのり面を活用いたしました一時避難場所や、現在、国土交通省とも協議を進めております長良川右岸堤沿いに（仮称）安八南部防災拠点整備計画もあります。

いずれにいたしましても、安八町における防災に対する施設の整備は必須事項であると考えております。今後、議員御提案の町所有の土地利用を含めまして、様々な意見を踏まえまして、第六次総合計画に盛り込み、検討してまいりたいと思います。

以上、山中議員の1点目の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 教育長 渡邊均君。

教育長 2点目の中学生に防災教育一環として作文をについてお答えいたします。

日本のみならず、世界的に甚大な自然災害が多発する昨今におきましては、学校教育における防災教育は重要度を増しております。特に、歴史的にも豪雨災害により被害を受けている安八町の子供たちにおいては、その必要性は高いと考えております。

現在、町内の各学校においては、防災教育として、岐阜大学防災・減災センターの村岡特認准教授や、国土交通省、木曾川上流河川事務所の方の防災講話を聞いたり、マイ・タイムライン作成実習や、自分の命は自分で守る避難訓練をしたりと多彩な内容を実施しております。

しかし、現状は大地震や豪雨などを直接体験したことのない子供たちにとって、自然災害が生死を分けるほどの危険性のある課題との認識は低く、別世界で起きている出来事と感じている傾向があります。したがって、主体的に考える防災という側面はやや不十分であると考えております。

防災教育の一環として防災作文をとの議員の御提案については、防災意識の低い子供たちの意識改革を図る方途として、有効性の高いものであると考えます。既に防災小説として、取り組んでいる埼玉県川越市の実践事例では、災害時の心境、地域の様子を想像し、自分課題として考えることができた成果を発表しております。安八町の中学生につきましても、同様の取組を導入することにより、自然災害を他人事から自分事として考える防災教育の有効

な取組の一つになると考えます。来年度以降、早速防災の本質に迫る教育となるよう、各学校の全体計画に位置づけ、カリキュラム編成に生かせるように指導助言及び情報提供をしていきたいと考えております。コロナ禍といえども、いつ起こるか分からない災害への対応は決して怠らず、防災教育を備えあれば憂いなしということをモットーに推進してまいります。

以上、山中美恵子議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長 山中美恵子さん。

9番 とても前向きな回答をありがとうございました。町長さんもそうですが、50年足らずもほかってあるということ自体がちょっとおかしいのではないのかなと。だから、六次総に盛り込んであるよとおっしゃったから、ぜひとも実現してもらいたい。安八町に有効に使うということが一番のことかなあとしますので、よろしくをお願いします。

それから、教育長さんは、とっても前向きに、川越市は私も見ていたんでそうですけど、やっぱり聞くことは自分のものにならずに日にちがたつと薄れていく。書くことによって、あっ、そうかな、そうかなと思って見渡すということは、いざというときにそれが効くのかなあとということを思いますので、ぜひとも実現をしてください。よろしくお願いいたします。答えは結構です。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

次に行きます。4番 坂悟君。

4番 ただいま議長から発言のお許しが出ましたので、これより、にしみのライナー安八バス停留所周りの整備について、質問を2点ほどさせていただきたいと思います。

昨年の令和3年7月17日に運行開始されたにしみのライナーは、安八町の予想したとおり評判を呼び、12月1日より名古屋への通勤・通学の利便性向上のため増便がなされています。4枚回数券を購入すると、1回633円でJR名古屋駅まで座って40分で行けるメリットから、近隣の地域から安八スマートインターバス停までの連絡バスを検討・計画されているとも聞きます。

質問ですが、1点目、朝のスマートインター周辺の交通量は多く、安八バス停留所は、バスが停車すると後続車はセンターラインをはみ出して通過す

る状況です。バスを安全に乗り降りできるバス停になるよう、停車道路幅の改善を希望します。今後の計画などを御回答いただきたいと思います。

2点目、にしみのライナー安八バス停の利用状況と駐車場の使用台数を教えてください。

安八町では、運行に合わせて、バス停に隣接し、街路灯つきの駐輪駐車を整備されましたが、利用された方から、残念ながら舗装がされていないので、雨天時に靴が汚れ、使用しづらいとの声を聞いています。舗装、駐車枠の白線引き、安全配慮のモニターカメラ設置などの改善計画はありますか。

一案ですが、安八温泉からの始発終点バスを安八スマートインター駐車場まで延長させる。スマートインター駐車場をバスターミナル化へ拡張する。そうすると、利用者の増加でさらに利便性の向上が期待され、名古屋市中心部への通勤圏として認知され、地域開発にも弾みがつくと思います。現在、スマートインターバス停周辺は工業用地開発の測量中と聞いています。ぜひバスターミナル化を開発計画に盛り込んでほしいと思いますが、安八町としてのお考えを御回答ください。以上です。

議長 住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 坂議員の質問、にしみのライナー安八バス停留所周りの整備についてお答えをします。

1つの質問、まず停車幅については、早急に整備できるものではありませんので、今のところ計画にはございませんが、安全対策は何らか検討していきたいと考えております。

2つ目の質問、にしみのライナーの安八バス停の利用者状況ですが、昨年7月の運行開始から2月末までの7か月で1万3,200人余りの方の御利用があります。そのうち安八バス停の乗降利用は、約35%の4,700人ほどでございます。また、2月1か月の御利用は、往復で1,774人、1日平均63人、1便当たりでは平均三、四人の御利用となっております。うち安八バス停での乗降は、2月で685人、全体の38%を占めております。

駐車場の使用台数でございますが、調査はしておりませんので、何台とお答えすることはできませんが、一度、12月のある日曜日に満車に近いというお話を聞きましたが、現在の利用は落ち着いている様子でございます。7月の運行開始から、バス停は高速バスを御利用いただく方のために整備をいた

しました。御不便をおかけしますが、当面は現状の駐車場形態のまま御利用をいただきたいと思います。

スマートインター周辺が市街化へ編入されたことによりまして、土地利用計画の中で検討をしていきます。方向性が出れば、駐車場の拡張も含めて整備を実施することも可能でございます。今後の企業誘致等により、周辺のインフラ整備が必要となってくると思われますので、バスの運行についても併せて検討していきたいと考えます。

以上、坂議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 坂悟君。

4番 住民環境課長 神野さん、御回答ありがとうございました。

安八スマート周りの開発はこれからですが、安八町第六次総合計画にぜひとも盛り込んでいただき、名古屋市へのバス通学・通勤圏として、町民はもとより、名古屋市内の在住者の方にも認知していただけるような開発を今後進めていただきたいと思います。特にこれについては回答は要りません。以上です。

議長 御苦労さんでした。

次は、1番 石原英一君。

1番 ただいま議長より質問のお許しを受けましたので、僕からは、脱炭素社会に向けた安八町の取組と方向性についてと、あと図書館教育についての2つ御質問させていただきます。

COP26にて、岸田総理が日本の2030年度温室効果ガスを2013年度比で46%削減目標を提示し、それに応じて、経産省は、電源構成の割合を再生エネルギー36から38%目標と提示しました。2019年度が18%なので、もうほぼ倍になるわけでございます。再生エネルギーの先進国である例えばスペインが去年、電気代4倍になっちゃったみたいに、ああいった形で再生エネルギーの不安定さというものも明確になったことだったりとか、そういう観点で見たりとか、あと再生エネルギーの輸入の難しさというので、例えばこの日本という島国という地理性とかから見て、やっぱりいろんな面から見て、物すごくハードルの高い目標なんですけど、国を上げて環境重視の動きが加速するのは間違いないと思います。

一方、安八町に目を向けると、いろいろ皆さんに聞くと、やっぱり謙虚な方が多いのですごく自己評価が低いんですけど、見てみると、給食の地産地消だったりとか、学校を含むソーラーパネルに対する歴史、そういうものに対する環境意識の土台というのは既に僕はあると思っています。

そこで、国が推進する2050ゼロカーボンシティ宣言、これを町長が発信して、脱炭素の先進自治体として第六次総合計画の柱の一つに盛り込んで、さらに発展させてはいかがでしょうか。現在、岐阜県で宣言を出したのは、大垣市、羽島市、大野町、郡上市、中津川市、関市、美濃加茂市の7市町に加え、このほど輪之内町さんも宣言されたと聞いています。

宣言を出すメリットなんですけど、3つ今ここに上げさせていただきますと、1つは町民の意識向上です。環境意識というのはちょっと時間がかかります。この環境意識の育成のきっかけをつくって、学校教育とも連携することで、将来子供たちが大人になったとき、恐らく今よりも万全基調になる環境に優しいまちというものに対して、さらに安八町に誇りを持てるようになるということがあります。

2つ目、これは安八町自身のイメージの向上です。今後、多分、移住自治体の選択理由の項目に環境意識の高い自治体が入ってくること。環境に対する考え方と企業モラルというのももう既に切り離せなくなっていて、環境意識の高いまちに企業があるということでイメージがよくなるということになっていきます。

3つ目というのは、可能性の広がりです。脱炭素推進自治体として早く宣言することで、環境の技術情報が集まりやすくなります。これは脱炭素の施策で産業構造が変わってくるので、どうしてもやっぱり影響が出てくる町内の企業さんも出てきます。そういった方にも早めの対策として有効になってきます。今後ますます増える環境関連のスタートアップ企業、これへの誘致にも目が向けられるようになっていきますし、そしてあと急増している環境関連の補助金、例えば防災と環境を結びつけたものもすごく多くなっているので、こういったものへの可能性が広がること。

そこで、脱炭素における安八町の取組と方向性をお尋ねし、2050ゼロカーボンシティ宣言に関する町長の見解を求めますのが1つ目です。

2つ目の図書館教育についてですが、物心ついたときからネット環境のあ

る世代、いわゆるZ世代と言われる人たちというのは、情報収集力というのは、スマホとかネットとかでもう得意なんですけれども、その情報を熟考して自分の考えに落とし込んで発信する、要は情報編集力というのが苦手とされています。それに有効な教育の一つが読書感想を述べ合うビブリオトークをはじめとした図書館教育だと思っています。これは渡邊教育長が立ち上げられて、ここまで引っ張られてきた功績というのは物すごく大きくて、GIGAスクール構想との連携で、これは前から渡邊教育長が学校とオンラインでつないだり、ビブリオトークをやられたりしていたんですけど、ここからもっとさらに可能性が広がっていくだろうなあと思っていたところでお辞めになられることがとっても残念なんですけれども、この取組というのは、これ以降も継続、引き継がれていくのでしょうかというのが2つ目の質問です。2つ答弁を求めます。お願いいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、石原議員の御質問、脱炭素社会に向けた安八町の取組と方向性についてお答えをいたします。

脱炭素社会の実現は、国の成長戦略の柱の一つとなっており、岐阜県においても、県と市町村が連携してオール岐阜で目指すことを宣言しており、現在8市町村が2050ゼロカーボンシティを表明しております。

御質問の安八町の脱炭素への取組ですが、安八町はこれまで先進的に取り組んでまいりました。これまで公共施設の照明を随時LED化しております。また、町内の街路灯を1,000基余り、ほぼ大半の街路灯をLEDに切り替えております。

公用車につきましては、ハイブリット車を4台導入しており、今後は電気自動車の導入も検討してまいります。

ソーラーパネルにつきましては、小・中学校、ハートピア安八など、そういった公共施設に設置し、一般住宅の設置に対しましては、これまで515世帯に補助金を出して設置を促しております。

また、ごみの減量、リサイクル活動に対しまして、自治会、こども会、学校へリサイクル奨励金として補助もさせていただいております。

現在は町自らが事業者としての地球温暖化に取り組むため、地球温暖化対策実行計画を策定いたしているところでございます。役場、公共施設の現状

を把握いたしまして、町の事務及び事業の実施に伴う二酸化炭素の排出量の削減目標値を定めているところでございます。これを基に町内の企業と連携しながら、早い段階で2050ゼロカーボンシティを宣言し、具体的な計画は第六次総合計画で位置づけ、脱酸素に取り組んでまいります。

以上、石原議員の1つ目の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 教育長 渡邊均君。

教育長 2点目の図書館教育についてお答えいたします。

急速な情報化社会の著しい進展は、子供たちを取り巻く生活環境にも大きな変化をもたらしております。ゲームやパソコン、スマートフォン等に時間を取られ、子供たちがじっくり本を読む時間が少なくなっており、それが読書離れを生じさせていると思われまます。

ビブリオトークは、この読書離れという社会現象への危惧が契機となり、校長会と協議の上、企画立案して推進してまいりました。その活動に対して御理解賜り、さらにお褒めの言葉をいただけることは、私にとって望外の喜びです。誠にありがとうございます。

子供たちが楽しみながら学べる読書活動を推進しようと考えたもう一つの理由は、私自身の読書中の感動体験です。原作本を文字で読んだときに脳裏に浮かんだ景色や物の映像は実に鮮やかな輝きを持っており、その後に見た映画では全く体験できませんでした。想像力とはこんなにすごいものか、このときの感動と衝撃が図書館教育を強く推進する私の考え方の根底にあるものでございます。

私は、子供が楽しみながら学べる読書活動としてビブリオトークを位置づけました。発足当初は、町内3小学校で校内大会だけを開催しておりましたが、その後、テレビ会議システムを使った合同大会へと拡大をいたしました。本年度は、さらに中学校においても実施し、学校からは、国語力育成に有効であるとの報告を受けております。また、図書館司書からの好評を受けるなど、ハートピア安八図書館とも連携をしております。それ以外にも、文部科学省主催の子供読書推進計画の実践に取り組み、牧小学校が図書館教育推進校として優秀賞を受賞しております。町内各小学校への出前図書館や、中学・高校生向けのティーンズコーナー設置などによる連携は、今や学校には不可欠なものとなって機能しております。

以上のように、安八町の図書館教育の体制は充実し、システムは整備できており、図書館教育は軌道に乗ってきております。その結果、子供たちの読解力、表現力も向上してきているものと考えます。

教育委員会としては、今後も読書の楽しさを知る機会を提供するとともに、読書活動を通じて子供たちが自ら考え、人生を切り開いていく力を身につけ、人生をより豊かに生きていくことを願い、子供の読書活動の推進を継続いたします。

次期青山教育長の専門教科は国語科であり、今後もその専門性を存分に発揮した図書館教育の推進に尽力されるものと確信しており、石原議員の御期待に沿えるものと存じます。

以上、石原英一議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 石原英一君。

1番 希望のある答弁をありがとうございました。

一般の方に、岐阜県で環境推進の自治体、イメージ、どこかあるって大体聞いてみると、ほとんどの人が答えられないんですよ。これって多分すごいチャンスだと思うんですよ。もう一個、安八町って有利なことがあって、それって今や負の構造物として冷たい目で見られているあのソーラーアークのオブジェ、ソーラーアークですね。あれ、予想以上に認知度が全国的にあるんですよ。あれがあるということは、例えばこれから安八町が環境のまちとして先進的になってきたときに、環境と安八町というキーワードが頭に浮かんだときに、あの写真がぱっと頭に浮かぶというのは物すごい効果だと思うんです。もうその人は多分岐阜県で環境自治体はどこですかといったときに安八町がまず最初に浮かぶと思うんです。映像が浮かぶほうが強いので。もちろんこれって役場が公にPRできるものじゃないんですけど、だけでもうそれをする必要がないんですよ。だけど、それでもイメージは、勝手にといったら言葉は乱暴ですけど、皆さんの頭の中にイメージがつくというのは、これはとっても隠れた大きなPR効果だと思うので、ぜひとも一日でも早く、そして先月、脱炭素の選考地域の募集が終わりましたけれども、まだこれは恐らく来年、再来年とまだ三、四年は続くと思うので、僕は、安八町はそれだけの可能性を持った地域だと思うので、一日も早いゼロ、シティ宣

言、期待しております。

そして、図書館教育のほうを継続ということで、そして青山次期教育長が国語が専門ということで、あっ、そうだと思って、より安心しました。ちょっと早いんですが、渡邊教育長、そしてやってこられた学校教育長、堀課長、長い間お疲れさまでございました。

一般質問を終わります。

議長 2番 渡邊裕光君。

2番 ただいま議長のほうから一般質問のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

私のお題目は、あんぱちナビの有効活用です。

あんぱちナビは、令和2年4月から運用され、開始から2年がたちました。前面には、お知らせで町民全体に伝えたい情報が発信されていますが、どれだけの人が見ておられるのでしょうか。今は新型コロナウイルス関連と気象情報が中心で代わり映えがありません。メニューを開いても情報が古いものが見受けられます。

例えば、町の施設で新しくできるむすぶテラスを町民に知らせ、たくさんの人に活用していただけるようにしたり、町民に直結する道路工事や、また災害等での情報を広報無線と共に、もっとあんぱちナビを利用して情報を伝えるようにできないでしょうか。

また、住民環境の中にアンビーバスの時刻表が記載されてありますが、名阪近鉄バス安八穂積線、にしみのライナー高速バスも同じように記載していただけないでしょうか。

以上2点、各担当課長さんで結構ですので、御回答のほうをよろしく願いをいたします。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、渡邊裕光議員の御質問、あんぱちナビの有効活用についてお答えをいたします。

あんぱちナビは、令和2年4月のサービス開始から2年がたちまして、令和4年3月10日現在で2,888件の登録をいただいております。安八町民の約20%の方々に御利用いただいていることとなります。

議員の御指摘のとおり、現在あんぱちナビで配信している情報の多くはコ

コロナウイルス感染症の対応や気象情報となっており、目新しさはないかと思いますが、確実に今必要な情報を提供できていると考えております。このあんぱちナビの仕組みを利用すれば、イベントや施設の情報など様々な情報配信をすることは可能ですが、サービス開始とほぼ同時期に新型コロナウイルス感染症が拡大し、生活様式が制限されまして、イベントが中止になるなど明るい情報の配信は残念ながらできておりません。

あんぱちナビをプラットフォーム、土台となるような環境にいたしまして、各所属課が整備したものを町民とサービスをつなぐICTサービスプラットフォームを構築し、API連携、これはアプリケーション同士をつなぐものでございますが、そのようなことなどにより、今後も、オンライン申請、外国人居住者に対する多言語対応など、利用者のニーズに合わせた機能の追加提供を行い、住民サービスの向上を図っていきたいと考えております。

そのほかには、双方向通信により、高齢者等の見守りや子育て世代へのウェブ電話相談が可能となるような仕組みや、区長さんにタブレットを配付し、地区防災や地区活動にも利用できるような仕組みの構築も考えております。

今後は、住民の皆さんが知りたい情報を各所属課から収集しながら情報配信に努めるとともに、登録者数が増えるような、利用者のニーズに合わせた機能の追加提供を行うため、令和4年度から関係課とも協議を行いながら進めてまいりたいと思います。

以上、渡邊裕光議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

2番 ありがとうございます。

分かりやすい説明でしたが、私、1点だけ、先ほどの災害時というのは、火災ですね。安八町におれば、広報無線でどこが火事になりましたよ、鎮火しましたとか、いろんな情報は得られると思います。ただ、他県にいたりとかしたときは、全く火災があったのか、なかったのかということも分からないときがありますので、そこら辺のところもひとつお願いしたいというふうには思っております。

あと、にしみのライナーのほうは住民環境課長さんのほうでよかったんですかね。

議長 山田靖君。

総務課長 すみません。それでは、名阪近鉄バスの安八穂積線、またにしみのライナーの高速バスの時刻表の記載の件について回答をさせていただきます。

確かに、公共交通の観点から、時刻表を掲載するということは理解しておるところでございます。しかし、あんぱちナビは、安八町からの情報配信ということを中心に行っているものでございます。一民間企業さんの情報を配信するということは慎重に対応しなければならないと考えておるところでございますので、どうぞ御理解賜るようお願いいたします。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

2番 ありがとうございます。

重々、企業のやられておるといことですので、よく分かりますが、何分にも、今度は海津市のほうもコミュニティバスがあちらのほうに回られることですので、安八町のたくさんの方が利用できるように、また違う方向でも検討していただけるというふうに思っておりますので、回答は結構ですので、よろしくをお願いいたします。終わります。

議長 御苦労さんでございました。

11時近くなりましたから、ここで暫時休憩させていただきます。11時10分から再開させていただきます。よろしくをお願いいたします。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時08分 再開)

議長 それでは、ちょっと早いですけれども、再開いたします。

3番 傍嶋邦博君。

3番 議長のお許しをいただきましたので、私からは、ゴルフ場について質問させていただきます。

安八町は、長良川株式会社に対し、安八カントリークラブゴルフ場の土地賃貸借契約の満了に伴い、未払い賃料と土地の明渡しを求める訴訟をし、令和2年12月25日に名古屋高裁は未払い賃料の支払いと土地の明渡しを長良川株式会社に命じました。長良川株式会社は、最高裁に上告しましたが、令和3年6月15日に棄却されました。判決確定後も未払い賃料の支払いもなく営業を続けていたことから、令和3年10月にゴルフ場明渡しの強制執行が行わ

れ、長良川株式会社は令和4年、今年の1月に自己破産しました。平成30年度から4年分のゴルフ場の賃料について、長良川株式会社から町への支払いはされておらず、また町から地権者への支払いも今現在していません。

令和4年2月25日の岐阜新聞に、地権者から未払い賃料を求める嘆願書と署名が町に提出されたと記載がありました。また、記事の中に、町への不信感が募っていったともありました。

そこで、町長にお聞きいたします。

1点目は、地権者に対する説明についてです。

1-1として、安八カントリークラブを経営する長良川株式会社に土地明渡しの訴訟を行い、勝訴すれば、会社が倒産し、町への賃料の支払いが難しくなることは法律の専門家でもない私でも容易に想像がつきます。その際は、裁判中の町から地権者へ支払う賃料の説明はどのようにされたのでしょうか。

1-2といたしまして、勝訴後の土地利用方法はどのように説明されたのでしょうか。

2点目は、土地賃貸借の契約形態と法的支払い義務、損害賠償額についてです。

2-1として、安八カントリークラブの土地賃貸借契約は、地権者と町、そして長良川株式会社と町との2つの契約であったと理解しています。慣例により、長良川株式会社から支払われた賃料をそのまま地権者へ支払っていたということは知っていますが、契約の法的解釈としては、長良川株式会社から町への支払いがなくても、安八町は毎年の予算に計上し、地権者に賃料を支払う義務がありませんか。

2-2といたしまして、それを4年間行わなかった結果、損害賠償額利息が730万円にもなってしまったことについて、町長の見解をお聞かせください。

3点目は、町長の責任についてお伺いいたします。

先月の2月14日に行われた議員協議会の説明で、今回地権者に支払う未払い賃料と利息分は一般会計から出しますが、次期業者に有益費を支払っていただき、その中から未払い賃料と利息分を差し引き、一般会計に戻す予定です。もし欠損が出た場合は、町長御自身が全責任を取りますという内容の説明をされたので、私ははっきり欠損が出た場合は、欠損分全額を町長が補填

されると理解しておりました。しかし、3月11日の総務産建常任委員会の中でその旨を確認させていただいたところ、補填ではなく、責任を取るとおっしゃいました。今回上程されている補正予算額を見ると、未払い賃料元金が4,541万8,000円と、損害賠償額利息730万2,000円で、合計5,272万円というとても大きな金額です。

3-1といたしまして、金額が大きいだけに責任も大変大きなものだと思いますが、どのような形で責任を取られるのでしょうか。

3-2といたしまして、責任の確定日は、今回支払われる未払い賃料が令和4年5月末までの分ということですので、同日の令和4年5月31日でよろしかったでしょうか。お答えよろしく願いいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、傍嶋邦博議員のゴルフ場についての御質問にお答えをいたします。

長良川株式会社との訴訟においては、町は土地の明渡し、賃料の支払いを請求し、最終的に最高裁で町の請求どおりの決定を受け、昨年10月末に明渡しを受けたところでございます。

まず、1点目の地権者の皆様に対する説明についてでございます。

地権者の皆様に対しましては、新型コロナウイルスの関係がございまして、全体説明会の開催もままならない場合もありましたが、裁判の経過等については文書で報告をさせていただいております。また併せて、賃料の支払いにつきましては、しばらく御猶予をいただきたい旨、お願いをさせていただいております。勝訴後の土地利用の説明につきましては、町といたしましては、今後ともゴルフ場として活用させていただきたい旨、これはかねてから申し上げておりましたが、直近では、年初めに開催いたしました地権者代表者説明会の折に御説明させていただいた経緯がございます。今月中旬から下旬にかけて、改めて、地権者代表説明会、地権者全体説明会を開催させていただきまして、町の考え方も含めまして説明をさせていただく予定でございます。

2点目の土地賃貸借契約の契約形態と法的支払い義務、損害賠償に関してでございます。

町と地権者の皆様との土地賃貸借契約によりまして、町には支払いの義務

があります。ただ、財源、原資となる長良川株式会社からの賃料が入ってこないため、やむなく地権者の皆様には、裁判中でもありまして、賃料の支払いの猶予をお願いしておりました。

したがいまして、あらかじめ予算措置は見送りをさせていただき、賃料の支払いがあり次第、所要の予算措置を講ずる考えでありました。しかしながら、未払いとなっております期間も長期化していることもあり、結果として、遺憾ながら損害賠償が発生をしております。この賠償額につきましての本定例会において、賃料と併せ、一般会計より支出をさせていただきをお願いをさせていただいておりますが、債権者として、賃料とともに長良川株式会社に対し、債務の履行を強く主張してまいります。

3点目の私の責任に関してでございますが、ただいまは次の段階に向けて地権者の皆様との相談、話を詰めさせていただきながら、よりよい方向性が定まるよう全力で取り組んでいるところでございます。賃料の額もさることながら、未来永劫にわたる非常に大きな課題でございます。この課題を解消することが私に課せられた最大の責任であると思っております。それに対しまして全責任を負う覚悟でございます。

現段階では、今後のことへの取組を最優先にしております。責任の内容、確定日に関しましては、今申し上げることは控えさせていただきたいと思っております。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、傍嶋議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 それでは、ちょっと質問の形を変えさせてもらいます。

まず、何点かありますので、大きく分けて3つなんですけど、よく聞いていただきたいです。

まず1点目は、地権者への説明について再質問します。

地権者の中には、ゴルフ場の土地を町が買い取ってくれるとおっしゃる方も見えます。そのような説明をされたことがあるのでしょうか。あるのかないのかでお答えください。

2点目は、契約形態の再質問として、まず2-1として、3月10日の岐阜新聞に、地権者の声として、今後の賃貸借契約がどのようになるのか不安と

記載がありました。今後の契約形態、契約方針というのをお答えください。

2-2といたしまして、訴訟が単年度で解決しないことは容易に想像ができます。地権者に賃料を待っていただくようお願いしたのであれば、損害賠償金、今回の利息ですね、発生することも分かっていたと思います。というか分かっていなければなりません。当然のことです。それを、議会にもかけずに、数年前の委員会で、ゴルフ場の賃料は予算に入れなくてもよいのかとある議員から発言があったのも聞き入れず、自己判断で4年も放置して、結果、損害賠償額が730万円にもなってしまいました。賃料の元金部分については、契約をしているわけですから、長良川株式会社の支払いがなくても、一般会計から地権者に支払わなければならないものだと私は考えております。ただ、今回の4年分の賃料を支払わない行為というのが、ここ2-2ですね。4年分も賃料を支払わない行為は職務怠慢、または法令違反、そしてこの今回の損害賠償額については、意図的に損害賠償額を地権者に渡すような利益供与に当たるようなことはないのでしょうか。法的見解も含めてお答えください。

3点目、町長の責任について再質問させていただきます。

先ほどの損害賠償額730万円は、町長の給与月額72万円を10か月つき込んでも足りないほどの大きな額です。先ほど町長がお答えされた責任の取り方の発言と今回の問題の重みの釣合いが取れているのか、町長の見解をもう一度お願いします。

3-2といたしまして、2月14日の議員協議会の録音データを、私、3月15日に確認させていただきました。その際に、ある議員が、町長、この責任の今の欠損額を支払いますという明文化、いつ出してもらえるのと聞いております。もう一度言います。今の欠損額を支払いますという明文化、いつ出してもらえるのと質問したところ、議長が私の責任でやりますとおっしゃいました。町長、明文化はもうされたのでしょうか。また、まだされていないのであれば、いつ出していただけるのでしょうか。お答えをよろしく申し上げます。

議 長 堀正君。

町 長 傍嶋邦博議員からの再質問、5点ですか、一つ一つ説明させていただきます。

まず、地権者の説明会の中で、町が買い取る話、それはあったかなかったかという話でございます。基本的に、未利用地の関係の話だと思うんですが、あそこの有効活用を模索をしておった中で、いろんな活用の方法、それにつきまして、町がまず買い取り、そして国のほうで買い取っていただきまして、いろいろな活用を国にお願いしていた時期がございます。そういったことで、そういう話もさせていただいたときがございます。ただ、残念ながら、国交省とは何度も協議させていただいておりますが、国のほうとしては、未利用地について有効な活用についてはいい返事をいただいております。そういったこともありまして、現在は町が買い取るということは考えておりません。

そして、2点目の今後の契約形態につきましてでございます。

今の契約形態は、御承知のとおり地権者と町と長良川株式会社との3者での契約でございます。今後の契約形態につきましては、現在、地権者の方々とも協議させていただいておりますが、町といたしましては、新しい事業者と地権者と直接契約をお願いしたい旨、そういったことのお話をさせていただいております。

そして、4年分の賃料の支払いの関係、遅延利息も含めてでございます。係争中につき、地権者への賃料支払いは猶予をいただいております。これは先ほど答弁させていただいたとおりでございます。ただ、初年度分につきましては、長良川株式会社からの供託金で支払いはさせていただきました。ただ、結果として4年分の未払い賃料と遅延利息が発生いたしました。

それぞれ単年度で町が支払いすれば、こういったことは起きなかったわけですが、ただ町費を投入するということが、係争中の中で先の展望がなかなか見いだせない中で、町費を投入して支払うということはなかなか難しいと考えておりました。また、議会の皆様方からも、平成26年の12月に1回目の調停を締結させる際に、そのときも町費を約2,200万補填しまして、調停を締結させた、そういった経緯もございます。その際には、議会の皆様方からも二度と町費の負担はしないと、こういう厳しい御指摘もいただいております。そういった中で、なかなかそれぞれの単年度で町が原資のないまま支払うということはなかなか難しい状況でございました。これが今の状況でございます。ここに来て、経営意欲のある事業者も現れてきており、この

タイミングで未払い賃料、遅延利息を町費を投入して精算して、新しい事業者の下で6月以降、経営をスタートさせていただきたいということで今回お願いをしているところでございます。

続きまして、責任の関係でございます。

今、私自身に課せられている最大の課題は、新しい事業者へ事業をスムーズに継承させていくこと、これが大きな課題でございます。そして今回、町費で補填する未払い賃料、遅延利息について町の会計へ戻入できるようにすることが、これも私に課せられた大きな課題であります。これを最優先に取り組んでいきたいと考えております。何度も申し上げておりますが、全責任を負う覚悟でございます。責任の内容とか、取り方とか、期日につきましては、先ほど申し上げたとおり、現段階で申し上げることは控えさせていただいております。

録音テープの関係、明文化、たくさん御質問いただいておりますので、全て記憶が十分でなくて申し訳ありません。録音テープの町長が補填するということ……。

3 番 町長のこの責任の今の欠損額を支払いますという明文化、いつ出してもらえるのということです。

町 長 これは先ほどの答弁にも通じますが、責任の取り方も含めて、その確定日とおっしゃっていましたが、期日につきましては、先ほど申し上げたとおり、今お話しすることは控えさせていただきたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議 長 傍嶋邦博君。

3 番 先ほどの4年分の未払い賃料、元金のほう、まずもって地権者と町との契約、そして町と長良川株式会社との契約で2契約なんですよ。その契約内容の中にも、入ってこなかったら払わないとか、そういった文言は一切ないと思われるんです、当然のことながら。資金が入らないから出せないとか、契約がある以上、そんなのは払わなきゃいけないのは当然なんですよ、法律なんですよ。誰も知っていますよ。土地を借りているならお金を払うって普通の社会人ならみんな知っています。それが4年間も、裁判が始まる前にも説明するべきなんですよ、地権者の方に。それがなされてなくて、もう5年間ほかりっ放して、もう本当びっくりです。

町長にお願いがあります。

今年6月の一般質問で、38ヘクタールの土地利用の見直しのときにも申し上げましたが、今回のゴルフ場問題についても、地権者、事業者、議員とのコミュニケーション不足で発生している案件です。何度も繰り返しになり大変恐縮ではございますが、町長におかれましては、町民の方としっかりコミュニケーションを取っていただき、今回のように町民の方に不安や不信感を持たれないように努力していただきたい。また、今回質問させていただいた案件は、全て問題を先延ばしにしてきたことが原因であるとは私は思っております。町長の仕事は広範多岐にわたるので問題が発生することは確かにあると私も思います。しかし、問題は小さいうちに解決しておかないと、次から次へと問題が発生して、今回のようにすごく大きな問題に発展してしまうこともあります。今の体制を改めていただき、問題は先延ばしせず、即解決するようにしてください。

今、安八町が抱える多くの問題も、この2点を心がければ解決につながれることが多くあると私は思っております。今後、このような問題が起こらないようお願いをいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。答弁は要りません。以上。

議 長 以上で一般質問を終わります。

議 長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので報告を求めます。
まず初めに、議会改革特別委員会の報告を求めます。

委員長 坂悟君。

4 番 それでは、議会改革特別委員会の本委員会における事件、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和4年3月8日火曜日、午後3時40分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の結果。

令和4年度議会報告会については、新型コロナウイルス感染症のため、5月の開催は延期し、状況を見ながら開催時期を検討することになりました。

2つ目、議会の動画配信について、近隣市町村の状況、導入するメリッ

ト・デメリットをまとめた資料等を参考に今後の協議を行いました。動画配信を行うことにより、費用対効果や試験的に動画を作成したらどうかなどの意見があり、継続審議になりました。

少数意見留保の有無、ありません。

その他、ありませんでした。

以上、報告を終わります。

議長 民生文教常任委員長 渡邊裕光君。

2 番 それでは、民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおりに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和4年3月10日木曜日、10時から。

出席者、委員全員、関係執行部は、小粥保健センター課長補佐が欠席、その他は全員出席でした。

付託事件及び審査の結果、議第14号 安八町出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第15号 安八町祭壇使用条例を廃止する条例制定について、議第16号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第20号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）は、本委員会の関係分を審査いたしました結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第21号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第22号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第23号 令和4年度安八郡安八町一般会計予算については、当委員会の関係分を審査いたしました結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第24号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、議第25号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、議第26号 令和4年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保はありませんでした。

その他といたしまして、委員会現地視察は、安八町ふれあいセンターを視察し、施設改修箇所等の説明をいただきました。

以上で、民生文教常任委員会の報告を終わらせていただきます。

議長 総務産建常任委員長 岩田讓治君。

8 番 私のほうからは、総務産建常任委員会の委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

日時、令和4年3月11日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部は、渡邊税務課長補佐が欠席、ほか全員出席でございます。

付託事件及び審査の結果。

議第8号 安八町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について、議第9号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第10号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第11号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第12号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第13号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第17号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第18号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第19号 損害賠償の額を定めることについてと議第20号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）のうち、ゴルフ場賃貸借についてを関連があるため一括審査しましたが、委員の意見が一致しなかったため、採決の結果、賛成多数で承認となりました。

議第20号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）のうち、ゴルフ場賃貸料についてを除いた当委員会の関係分を審査しました結果、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第23号 令和4年度安八郡安八町一般会計予算は、当委員会の関係分を

審査いたしました結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第27号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計予算、議第28号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、議第29号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議第30号 町道路線の廃止について、議第31号 町道路線の認定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保はございません。

その他、委員会の現地視察は、工事中のむすぶテラス、前の勤労青少年ホームでございますが、を視察し、関係者より説明を受けました。

以上でございます。

議長 以上で委員会報告を終わります。

議長 日程第4、議第8号 安八町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は原案どおり可決しました。

議長 日程第5、議第9号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第10号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第11号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第12号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、議第13号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第10、議第14号 安八町出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第11、議第15号 安八町祭壇使用条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第12、議第16号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第13、議第17号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第14、議第18号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す
る条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は原案どおり可決しました。

議長 日程第15、議第19号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。
本件について質疑を行います。

〔3番議員挙手〕

議長 質疑やね。

では、傍嶋議員。

3番 3点質問があります。

この損害賠償額利息計算の終期日が支払い予定日の令和4年3月25日になっているかと理解しております。これ来年度予算ではなくて、今回の3月25日の支払い予定日にされたというのは、少しでも利息を減らすという目的でやられたのでしょうか。その点、1点目。

2点目、未払い賃料は、当初、長良川株式会社から支払いがない平成30年6月1日から令和4年、今年の5月末までの4年分だと思っておりました。しかし、平成26年、27年、28年、29年の一部についても損賠賠償額利息が発生しておりますよね。これ気づいたのはいつですか。

あと3点目、民法第415条において、債務不履行による損害賠償額について定められておりますが、その中に、社会通念に照らし合わせて、債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りではないと定められております。先ほどの町長のお話では、裁判中なので支払いを待ってくださいとお願いしたと。そういった行為というのは、この社会通念に照らし合わせてというところに当たるのか、当たらないのかというところを法の見解を踏まえて教えてください。よろしくをお願いします。

議長 どなたが答弁されますか。

町長 堀正君。

町長 質問に正確性を期すために、ここで暫時休憩をお願いしたいと思います。

議長 どのぐらい要りますか。

町長 議長、15分ぐらいお願いします。

議長 10分から始めます。

〔「午後からの開会では駄目ですか」の声あり〕

議長 ここだけ。入っちゃっておるから、ここだけをお願いします。

なら、10分から。

暫時休憩します。

(午前11時52分 休憩)

(午後0時07分 再開)

議長 少し早いですがけれども、再開します。

議長 先ほどの傍嶋議員の質疑について答弁させていただきます。

これは水谷調整監かな、どうぞ。

調整監 それでは、傍嶋議員からの質疑に関しまして回答させていただきます。

第1問目、利率計算の時期というふうに認識しておりますが、これについては、本日のこの後の補正予算の関係で承認いただけた場合に、その支払いの事務上最短である3月25日、これを基準に計算しております。

もう一点目、26年度以降の未払い賃料の発生について、気がつかれたのはいつですかという御質問だと思います。これについては、平成28年5月26日付の文書がございます。町から事業所である長良川株式会社に、この未払い賃料が発生していることから支払いを請求しております。それが平成28年5月26日です。これについては、いまだに支払いがなされておられませんので、これについても計算をして今回の合計に入れております。

それから、最後3点目、民法415条の規定に関して、これは遅延損害金が発生しないんじゃないかという御質問だというふうに認識しております。これによりますと、その債務の不履行が契約、その他の債務発生原因及び取引所の社会通念に照らして、債務者の責めに帰することができない事由によるものであれば、この限りではないという規定がございますが、この契約書は地権者と町の2者契約であります。地権者に責めはございません。あくまで

もこの2者契約の関係でいいますと、町に損害金を支払う義務が生じるというふうに解釈をしております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 失礼します。

答弁ありがとうございます。

ちょっと答えが勘違いというか、聞きたいところが違うところがあるんですけど、まず1点目、3月25日というのは私も認識しております。この3月25日に予定をしていたのは、利息を少なくするために、この予算に組み込むのとたかが1週間ぐらいしか変わらないんですよ。この1週間短くしたというのは利息を少しでも払わないようにするために、減らすために、その日にちにされたのでしょうかということです。いわゆる予算案ではなく、なぜ補正予算にしたのかというようなところなんですけど。

あと、3点目にお聞きした民法第415条の件ですが、水谷調整監がおっしゃられていること、地権者に責めというのは、債権者ですのでないです。当たり前のことで、債務者、安八町に責めに帰することができない事由によることというところなので、安八町として、法的に確実に払わない義務が生じているのか、生じていないのか。支払いを待っていただいたということが、法律上にも引っかけからなくて、払わなきゃいけないよというのが法律で定められているんですよということをお聞きしているんです。

2つ、もう一回お願いします。

議長 水谷調整監。

調整監 ただいまの傍嶋議員の質問について、再度お答えさせていただきます。

3月25日は、これ以上は早くは払えないという事務手続上で、現実的に地権者の皆さんの手元に振込が完了する、それが3月25日という日にちでございますので、それで計算しておるといところです。

3番 それは理解しています。予算ではなく補正予算で3月25日、4月1日ではなくて、この3月25日にされたのは利息を少なくするためにやられたのですかと聞いているんです。はいかいいえなんですけど。

調整監 最短で考えますので、無駄に1週間延ばすことでもありませんので、できるだけ事務手続が、もうこれ以上短くはできませんので、それが3月25日と

ということです。殊さらに延ばす必要はないということで判断しております。

3 番 早くするためということですか。

調整監 はい。

3 番 理解しました。

調整監 もう一点の民法415条の関係ですけれども、先ほども申しましたとおり、町としての解釈の問題ですけれども、あくまでも契約は地権者と町でございます。その関係において、町は地権者に払わなかったということに関して、地権者との間において責めに帰すべき事由はありません。確かに別の契約としてです。長良川株式会社との契約が履行されなかったという事由はございますが、事地権者との関係、未払いの関係において、この事由には当たらないというふうに町としては判断しています。以上です。

〔3番議員挙手〕

議 長 はい。

これが最後です。

3 番 はい。

質問ではございません。

理解できました。法律上、確実に払わなきゃいけないというように理解させてもらいました。

あと3月25日に設定されたのも無駄に利息がかからないように手早く地権者の方にお支払いしたいという、その何というんですかね、地権者に対する思いというので早くされているということも理解させていただきました。よく分かりました。以上です。

議 長 それでは、質疑を終わります。

〔「ちょっと待ってよ」の声あり〕

議 長 質疑打ち切りでしょう。

〔「打ち切りなのか」の声あり〕

議 長 もうあとは反対討論も賛成討論もやっていない。

〔「まだこれからやるの」の声あり〕

議 長 うん。

質疑を打ち切り、討論を行います。

〔9番議員挙手〕

議長 山中議員。

9 番 ごたごたいっぱい言われたけど、予算は3月にして補正にしたのは3月に施行と議会が履行するから3月の予算にしてあるんです。本会議は4月からしか施行できないじゃない、何を言っておるの。そうでしょう。だからこれは補正にしてあるの。

私もこの話は一般会計からの立替金は反対でした。安八町民の血税ですよ。だから反対は反対でした。しかし、今までの経緯を調べてみると安八町が仲介している以上、安八町と地権者との契約が成立しているの、安八町に義務が発生するということを理解しましたので、そうすると、義務の不履行ということに安八町はなります。これを前置きいたしまして、そこで安八町の最高責任者である町長が、私が全ての責任を取りますと断言されているんですよ。それを私は信じ、それなりの裏づけもあることだと思っております。

だから私は賛成いたします。そして、後の経営者、経営されるゴルフ場の人との関係をしっかりしていただいて、有益費などの金額もしっかりしていただいて、頑張っていたきたいということをお願いいたします。私は賛成いたします。以上です。

議長 山中議員は、これは賛成討論ということで、
討論でよろしいですか。

9 番 ええ。

議長 なら、質疑はないですね。
〔「はい」の声あり〕

議長 質疑を打ち切ります。
なら、山中議員は賛成討論ということで承ってよろしいですね。

9 番 はい、いいです。

議長 そのほか討論ございませんか。
〔「なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。
本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は原案どおり決定しました。
ちょっと遅くなりまして申し訳ございません。ここでお昼休みの暫時休憩

に入りたいと思います。午後の部は1時45分からにさせていただきたいと思
います。よろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

議 長 では、1時45分からでお願いします。御苦労さんでした。

(午後0時17分 休憩)

(午後1時43分 再開)

議 長 それでは、皆さん、おそろいのようにございますから再開いたします。

議 長 日程第16、議第20号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9
号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔3番議員挙手〕

議 長 傍嶋議員。

3 番 失礼いたします。

未払い賃料の件について、3つお聞きいたします。

まず、1つ確認なんですけど、安八カントリークラブの地権者との土地、
賃貸者契約、地権者と町との契約です。こちらは地方自治法第234条の3に
規定される長期契約でしょうか。それとも地方自治法第114条の規定による
債務負担行為による契約をしたものでしょうかということが1点。

2つ目は、地方自治法の第96条の第1項の各号に議会の議決事件例につい
て列記されているんですけど、損害賠償額については13号、前回のやつは13
号に規定されていまして。未払い賃料の元金部分については、これは何号に
当たるのか教えていただきたいです。

あともう一つ、今回地権者と取り交わした土地賃貸借契約は、平成29年5
月31日までの契約書が存在すると私は理解しております。民法第619条賃貸
借の更新の推定等において、今でも契約自体が生きていると解釈してよいの
でしょうか。生きていると想定して、今回支払うときに安八町支出負担行為
の整理区分に関する規則に、支出負担行為、支払いするときに添付の必要書
類として契約書、請書、見積書、請求書とあります。

今回、先ほども申し上げたとおり、平成29年の5月31日までの契約書、い
わゆる期限切れの契約書を添付して支払ったとしても、この安八町の規則に

反することがないのかが3点目、教えてください。

この3つ、お願いします。

議長 すぐ答弁できますか。

副町長 岡田武史君。

副町長 1点目の御質問に対しましては、地方自治法243条の3、長期継続契約、こちらに当てはまると、不動産の借入れでございますのでこちらに当たると思います。

2点目につきましては、地方自治法96条、15号まであるかと思ひます、96条は。土地の賃貸借ずばりの表現ではございませんけれども、強いて言うなら予算を定めることかというふうに思ひます。土地の支払いに関する予算を定めること。

3 番 2号か3号ですと。

副町長 2号かと思ひます。

3点目ですが、29年5月31日までの契約を添付することで、特にそれで継続という形になっておりますので、それを添付するという方法かと思ひます。

3 番 契約が生きてるかどうか、つながっているか、つながっていないかという解釈は。

副町長 契約は続いているというふうに。

3 番 民法第619条の解釈にて続いているような形での解釈なんですか。

副町長 ちょっと民法の第何条かはちょっとあれですけど、5月末までと。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博議員。

3 番 ありがとうございます。大変分かりやすかったです。

まず、1つ目に聞かせてもらった長期継続契約、これで正しいんですね。まあ、正しいという見解でお話しいただいたんで、これ長期継続契約の場合には地方自治法、先ほど申し上げた第214条、いわゆる債務負担行為のほうには当たらないということなら、214条の規定は受けることがないんですね。そうすると、債務負担行為として議会の議決を得る必要がないんです、長期継続契約については。

そうすると、平成30年6月から令和3年の5月までの分、いわゆる昨年度

までの分、その分はもう今年度のお金じゃないもんで、支払わなければならないこの補正予算に上がっていることはいいと思うんです、適正だと思います。しかし、今年度支払う分のこの長期継続契約を債務負担行為として補正予算に上程して、この議決を得ようとしていることというのは適正なのでしょうか。今年度分については外して上程しないといけないと私は思うんですが、今年度分については議会の議決案件ではないと思うんですけど、その点についてちょっと教えていただきたいです。

議長 岡田武史君。

副町長 ちょっと的外れな回答になるかも分かりません。

今回補正をお願いしておりますのは、借り上げ料については令和4年の5月末までの分ということでございます。そして、今までの未払いの分と合わせましていうことの支払いを補正予算でお願いしているものでございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋君。

3番 ごめんなさい。私の質問の仕方が悪かったんですかね。理解していただけていないかなと思うんです。

分かります。平成30年から今年の5月31日の分までを払うよと言ったのを上がっていることは理解しています。しかし、今年度分について、この長期継続契約というのは議会の議決を得る案件ではないのです、その本年度分については、です、4年分上がっていますけど、過去3年分を補正予算に上げてくるなら分かるんですが、今年度分は外さない、これは議決案件にないものが含まれているよと、私は解釈しているんですけど、そうではないでしょうかと聞いているんです。

議長 岡田武史君。

副町長 すみません。お答えずばりかどうか、よく分かりません。

令和4年度の賃料についても予算計上がされておりませんので、今回補正で4年分をお願いしているということでございますが。

3番 予算計上要らないんですよ。長期継続契約は法律上、予算計上しなくていいものなんです。

副町長 予算計上をしていないと、支払いができないと思いますので。

3 番 いや、予算計上しなくていいものなんですよ、これ。

副町長 私どもとしてはやはりきちんと予算計上してお支払いするものというふう
に理解をしております。

議 長 以上で質疑を終わります。

討論ございますか。

〔3番議員挙手〕

議 長 傍嶋君。

討論は壇上でお願いします。

3 番 失礼します。

先ほどお答えの中で長期継続契約であるというお話がありました。私自身
今まで4年分支払っていなかったもので、支払わなければならないものだと
理解はしています。利息分についても一緒に支払うべきだと私は思っており
ます。しかし、この長期継続契約については予算に計上しなくてもよくて、
当然支払われて当然なものなので、その予算内であればというか、その契約
で払わなければいけない当年度であれば払っていいものなんですよ。それ
をわざわざ議会の議決を得るようにしてですね。過去3年分だけなら理解し
ます、私は。当年度分まで入れてきて、その分を議会の議決を得なくてもい
いものまで議会の議決を通して責任を持たせるような、そういうような形は
正直納得がいけないです。非常に葛藤があるんですけど、支払わなければい
けないものなのにちゃんとした法律にのっとったやり方をせずに、議会の議
決だけで解決しようとするその体制が非常に私は理解できません。ですので、
私は法律上、ちゃんと正しいよと……。

議 長 簡潔明瞭をお願いします。

3 番 はい。

法律上本当に正しい形で予算計上していただきたいので、それが本当に正
しいのであればまた賛成しますが、その確認が取れない以上、私はこの件に
対しては賛成できません。以上です。反対です。

議 長 どなたか賛成ございますか。

〔2番議員挙手〕

議 長 渡邊裕光君。

2 番 私は、この件に関しましてはずうっと過去もいろいろあったと思います。

いろんなことがあったと思いますが、今傍嶋議員も払わないかんもんは払わないかんぞということを言われました。あと正直に言うて、法律が云々とかそういうのはちょっと私も疎いですので、分からないところもあります、正直申しまして。ただし、払うんか払わへんのかと言われるんやったら、私は当然借りたお金は一般会計でも何でも払ってほしいと思う。

あともう一点は、町長さんが責任持ってやられるというふうにしっかり言われましたので、もうそれをきちっと信じて、私は賛成させていただきます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議 長 反対討論ですか。

10番 反対ではないです。

議 長 反対から行きます。反対はございませんか。

〔挙手する者なし〕

議 長 反対討論ないようですから、なら起立で決めさせていただきます。

〔「いや、ちょっと待って」の声あり〕

議 長 渡邊明博君。

10番 今の行政の収支の関係で、経理の関係で入りと出をしっかりと、ただ長期継続契約だから、議決が要るとか要らないとかじゃなくて、今の執行部の段階では、やっぱり入りのほうもきっちりし、出のほうもきっちりして、収支バランスがきっちりしていないと監査のほうもなかなか通しにくいところがあります。これはというようなことで、どの場合でも入りがあって出があるということですよ。

要するに、執行権でそれをやっていいのかどうかというところが執行部のほうにもあると思います。それで、私は今回の場合のこの地方自治法の中での問題なのか、経理のほうの問題でしなくてもいいのかというのが、まだ十分理解をしておりますが、入りと出の関係はしっかりと明記するべきだというふうに思っております。もう少し調べてから、後からまた検討させていただきたいと思いますが、倫理上、私はこの関係だけでも賛成をさせていただきます。

議 長 はい。

〔9番議員挙手〕

議 長 山中美恵子さん。

9 番 あのね、長良川カントリーからもらっておれば議会の議決は要らん。今の入りと出と言われた話。

だったら議会で議決しなんなら、どこから出すんですか、どこのお金で原資があるの。だからもらったのを払うのは議会の議決は要らないけど、もらっていないから議会の議決が要るんじゃないのと思う。

議 長 渡邊明博議員、山中議員、質疑の一部として捉えさせていただきますもので。

9 番 そうだ。

議 長 はい、お願いします。

3 番 払わなければいけないのは分かっているんで、分かりました。納得しました。いいです。進めてください。

議 長 じゃあ、反対の方は起立をお願いいたします。

〔「もう一回」の声あり〕

議 長 反対の方。

なら、これは起立により採決を行います。

本議案について、賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議 長 起立多数でございます。よって、日程第16、議第20号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）を可決いたしました。ありがとうございました。

議 長 日程第17、議第21号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第18、議第22号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第19、議第23号 令和4年度安八郡安八町一般会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔3番議員挙手〕

議 長 傍嶋邦博君。

3 番 失礼いたします。

先ほどの今までの話をちょっと整理させていただきます。

議 長 予算についての質疑ですから、予算についてやってくださいよ。令和4年度の予算についてやってくださいよ。

3 番 はい、もちろんです。

来年度予算の中に安八町カントリーの賃料が入っていないと思うのですが、これは入っていますでしょうか。入っていないのであれば、その理由を教えてください。

2点目、今日現在で地権者全員からの5月31日をもって今までの契約を終了するという同意は得られているでしょうか。

議 長 それは予算とどう関係あるんですか。

3 番 次の予算に組み込まれて、この契約が切れるというのが分かっているならば予算に組み込まないのは当然のことですので確認です。

3点目、町から地権者へ今までの契約、解約の申出は今日現在までにされたでしょうか。この質問については何が言いたいのかといいますと、先ほどの土地賃貸借の契約が存続しているということになっております。そうすると、一方または双方が、その期間に解約する権利を留保したときは、解約の申入れから1年間契約が続いてしまうことが規定されております。ですので、もし安八町から地権者の方全員に解約の申出がされているのであれば、何月何日にしたということをちょっと教えてください。以上です。

議長 岡田武史君。

副町長 1点目です。令和4年度予算につきましては、土地の賃料のほうの予算計上はしてございません。令和4年度6月1日以降の契約形態、こちらのほうがまだ決定がされておられませんので、その関係がございます。

2点目ですけど、地権者からの……。

3番 地権者へ解約しますよということを伝えられたかどうかということです。

副町長 その辺りは正式にはまだお伝えしてございません。

あと3点目ですけど……。

3番 それが3点目です。

副町長 すみません、2点目は。

3番 2点目は同意が得られているかどうかですんで、得られていないんですね。

副町長 はい、そういうことになっています。

3番 全部答えていただきました。

議長 まだ何かありますか。

[3番議員挙手]

議長 傍嶋邦博君。

3番 失礼します。

ちょっと振り返りますと、今現在地権者全員から同意が得られていないと。町からも解約の申入れをしていないのであれば1年以上、今現在契約は生きているんですね。私、先ほど長期継続契約は予算に含める必要がないと言ったんで、入ってなくても当然かなとは思っていたんですけど、先ほど、町の意向としては長期継続契約だろうが予算に計上して補正予算で出すと。で、入れてきたと。今回、長期継続契約という理由でないと私は解釈しているんですけど、このままいくと、また5月31日を超えてしまった時点で利息、

損害賠償金が発生するかと思われるんです、契約が生きている以上、解約ができなければ。それで、本来ならば、この予算の中に土地の賃借料、これを入れるべきなのではないかと思うんです。それについて、どうでしょうか。入れるべきじゃないんでしょうか。入れなくていいものなんですか。よろしくをお願いします。

議長 岡田武史君。

副町長 入れるべきかどうかというあれですが、それについての御質問でしたら、特に入れなくてもいいものと契約によって、それはまたその時点で対応させていただきたいと思います。長期継続契約でも当年度の部分の予算措置は必要でございます。翌年度以降については、議決は債務負担と違いましてそれは必要でないかとは思いますが。

3 番 でも続いているやつなんで、今その話はしていないんですけど……。

副町長 よろしいですか。

〔3番議員挙手〕

議長 どうぞ。

3 番 失礼いたします。

今現在契約が終了していない以上、契約は生きているんですね。予算計上をしなくていいと思いますと今おっしゃられたんですけど、契約している以上、支払い義務はありますよね。ですので、補正予算で組めばいいというふうに今おっしゃられたかと私は理解したんですが、先ほども申し上げたように、補正予算というのはもともと予算に組んでいないものを急に上がってきたものを上げるものですね。突然必要な額が発生した場合に上がってくるのが当然であって、もともと契約が生きていて払わなきゃいけないものに対して、補正予算を組むという行為自体が、私はちょっと理解できないんです。じゃあ、最後にちょっと1点だけ確認します。

予算に組んでいないよというのは理解しました。もうそれはそれでいいです。ただ、来年度6月1日を越えてしまっって、損害賠償額、利息が、これが絶対発生しないと言えるでしょうか。これだけお答えください。以上です。

議長 岡田武史君。

副町長 今後地権者の皆さんともお話を詰めさせていただきまして、なるべく早く次の方向を決めていきたいと思っています。

3 番 答えになっていないです。発生するかしらないかを。

副町長 発生しないように頑張ります。

10番 5月31日までやで、契約というのは長期継続契約やなしに、その前の話をよう聞いておらないかん。町長、副町長、今の3者契約を2者契約にしたいというふうに動くと言ってみえたんやで、5月31日を越えることがなかったら、傍嶋君の言うておることは違うんやぞ。5月31日までの契約やで、契約をしなかったら継続をするけど、契約のし直しやったってあるということ覚えとらないかんぞ。

3 番 それは知っています。

10番 それを知っておったら、仮定の話やん、それは。

3 番 いや、じゃないじゃないですか。

議長 仮定の話になりますよ。

9 番 その話もしっかり私は執行部に念を押しておりますよ。

議長 仮定の話になります。

9 番 そんな生易しい話じゃないよ。

議長 とにかく質疑は終わります。

では、討論に移ります。討論ございますか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 では、本件について賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員賛成ということで、本件については承認することに決定しました。

議長 日程第20、議第24号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第21、議第25号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第22、議第26号 令和4年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第23、議第27号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第24、議第28号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第25、議第29号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第26、議第30号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第27、議第31号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は原案どおり可決しました。

ここで、町長からの発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、皆様方に追加議案の上程についてお願い申し上げたいと思います。

長良川株式会社による賃借料の不払いに伴って、地権者に対する賃借料の支払い及び未払いであったことにより生じた損害に関して、管理監督者としての責任を明らかにするため、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例制定について、日程を追加して議案を上程させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 お諮りします。

ただいま町長より、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例制定についてが提案されました。これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、安八町常勤の特別職職員の給与に関する

る条例の特例に関する条例制定についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

事務局より議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議 長 追加日程第1、議第33号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第33号としまして、まず議案を朗読させていただきます、その後説明をさせていただきます。

議第33号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例制定について。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月18日提出、安八郡安八町長。

提案説明。長良川株式会社による賃借料の不払いに伴って、地権者に対する賃借料の支払い及び未払いであったことにより生じた損害に関して、管理監督者としての責任を明らかにするため、本条例を制定するものであります。

1枚めくっていただきまして、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例。

趣旨といたしまして、第1条、この条例は、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年安八町条例第1号。以下「条例」という。）に規定する町長及び副町長の給料月額についての特例を定めるものとする。

給料月額の特例、第2条、町長及び副町長の給料月額は、令和4年4月1日から同年6月30日までの間、条例第3条の規定に関わらず、条例別表第1に規定する額から、町長の給料月額にあっては同表に規定する額の100分の30に相当する額を、副町長の給料月額にあっては同表に規定する額の100分の20に相当する額を減じて得た額とする。

附則といたしまして、施行期日、1. この条例は、令和4年4月1日から施行する。

この条例の失効、2. この条例は、令和4年6月30日限り、その効力を失う。

長良川株式会社と安八町は土地の賃貸借契約をめぐる10年を超えて争ってきました。平成24年6月から岐阜地裁における2度の調停、平成29年9月には司法の場での解決を図るため、岐阜地裁に提訴をいたしました。最高裁で判決が確定するまで3年9か月を要しました。1回目の調停締結時には早期解決を図るため、私の判断で町が一般会計からの約2,250万円を負担して新しい賃貸借契約を締結いたしました。その際には、議会から二度と町費からの負担はしない、契約の在り方を見直し、次回の契約ではこじれることがないようにと厳しい指摘をいただきました。裁判では勝訴いたしましたが、結果として、今回の3月定例会で再び町費での負担をお願いすることになり、誠に申し訳なく思っております。今回は、再び町費負担をお願いすることになったことに対しまして管理監督者としての責任を明らかにするため、提案をさせていただいたものでございます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔3番議員挙手〕

議 長 傍嶋邦博君。

3 番 失礼いたします。

今回、こちらの件につきまして、町長が総務産建常任委員会で申された責任という言葉の中の全責任とおっしゃられたんですね、町長は。これは責任の一部でしょうか、それともその責任の全部でしょうか、お答えください。

議 長 町長 堀正君。

町 長 当然ながら一部と考えております。先ほど申し上げましたとように、結果として、今回の3月定例会で再び町費での負担をお願いすることになったということで、この部分につきまして提案させていただいた次第でございます。御審議よろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議 長 傍嶋君。

3 番 ありがとうございます。

ごめんなさい。もう一度お聞きいたします。

今回、これ未払いであったことにより生じた損害に関してと書いてあったんですけど、それを招いたことよっての責任であって、これは欠損額が出たわけじゃないので、今現在、その欠損額についての全責任とはまた別のものの責任という解釈なんではないでしょうか、それとも全部合わせたその一部ですということかですけど、お願いします。

議長 町長 堀正君。

町長 答えいたします。何度も繰り返して申し訳ございませんが、結果として、今回の3月定例会で再び町費での負担をお願いすることになったことに対するものでございます。

〔7番議員挙手〕

議長 碓井昭夫君。

7番 失礼します。

このゴルフ場問題というのは、私を知る限りにおきましては、ここ1年、2年の問題じゃなくして、もっと前からの問題だったと思ってね。そういう中で、私は今回、訴訟をやって勝てたというのは、町の勝訴なんですよね。町長の裁量でもございませし、これは我々が勝訴をしたんやということからしますと、何も町長、副町長がここで責任を取る必要はないというふうに私は思います。それと、先ほど傍嶋君もおっしゃっておった全責任というのは、別の問題だと私は思ってね。だから、訴訟に勝って、なおかつ町長、副町長、2割、3割カット、どう考えても、私は勝った人がなぜそんなことをするのかというのがよく分からないんですけど、この今の減額の問題と、それから勝訴で勝ったという問題は別個で考えていただけたほうが、私ははっきりするんじゃないかと。

裁判で勝っておいて、なおかつ自分たちが減額するというのは、私にはちょっと理解できません。その辺がもし私の考えが間違っておれば、ちょっと御答弁いただけたらありがたいと思います。

議長 これは質疑ということで、町長が答弁。

なら、お願いします。

町長 答えいたします。

先ほどの説明で申し上げました、私からも裁判では勝訴しましたと申し上げました。ただ、結果として今回の3月定例会で再び町費の負担をお願いす

ることになったことによるものでございます。それほど町費で負担することに対する重みというものがあると思っております。

〔7番議員挙手〕

議長 碓井昭夫君。

7番 ありがとうございます。

ただ先ほども言いましたように、この勝訴というお話と、それから今の町長、副町長の減額という話、私はやっぱり全然別個の問題というふうに理解しております。それと、先ほどおっしゃいました責任の取り方、これもやっぱり別個だというふうに思いますもんですから、私は別に減額する必要はないというふうに思っております。以上です。

議長 質疑は出ましたようです。

次に、なら討論ということで、討論ございましたら。

〔6番議員挙手〕

議長 西松巖君。

討論……。

6番 どちらでもいいんですけど。

それなら、質疑のほうで。

議長 質疑は終わったんだよ。

討論だったら、こちらへ来てください。

6番 先ほど、町長から議会の承認に対して、ちょっと申し訳なかったというような意味合いの件で、この給与を減じて責任を取りたいと言われましたけれども、前にも私、言いましたけれども、議会の承認したことについて、町長が責任を取る必要はない。議会が承認して、この前のように賛成多数で可決成立したら、その後はもう議会の問題で、何で町長が責任を取らなきゃならんのかと。そのときも同じことを言いましたけれども、責任と仕事と、そして今の特にこの議会の承認については、町長、必ず別にしていただけませんか。責任の取り方はほかに幾らでもある。議会の承認の責任を取ることについては、私はちょっと理解できません。以上です。

議長 あとは討論ございませんか。

3番 反対の討論はもうできないんですか、このままだったら。賛成じゃないとできないんですか。

議 長 うん。もう賛成しかできない。

討論を打ち切り、では採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

議 長 異議ありということがございますので、この採決は起立により行います。

起立されない方は反対とみなします。

追加日程第1、議第33号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例制定について、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長 賛成の方は4名かな。反対が5人か、もう一回、賛成の方……。

4 番 賛成、反対、保留を取っていただいたらいいかと思います。

議 長 保留はないで、なら反対ということで。

では、着席をしていただきます。

それでは、議第33号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例制定は否決されました。

それでは、以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和4年第1回安八町議会定例会を閉会します。

(閉会時間 午後2時35分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月18日

議 長 大 平 文 雄

議 員 山 中 美 恵 子

議 員 渡 邊 明 博